



平成25年第4回 本別町議会定例会会議録

自 平成25年12月 2日
至 平成25年12月11日

本別町議会

平成25年本別町議会第4回定例会会議録（第1号）

平成25年12月2日（月曜日） 午前10時00分開会

議事日程

- | | | |
|-------|----------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 認定第 1 号 | 平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 | 平成24年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 | 平成24年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 | 平成24年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 | 平成24年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 | 平成24年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 7 号 | 平成24年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 8 号 | 平成24年度本別町水道事業会計決算認定について |
| | 認定第 9 号 | 平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について |
| | | （平成24年度各会計決算審査特別委員長報告） |
| 日程第 5 | | 諸般の報告 |
| 日程第 6 | | 行政報告 |
| 日程第 7 | 発議第 1 号 | 本別町議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 意見書案第12号 | 特定秘密保護法案の制定に反対する意見書 |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 認定第 1 号 | 平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 | 平成24年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |

算認定について

- 認定第3号 平成24年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について
- 認定第4号 平成24年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 認定第5号 平成24年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 認定第6号 平成24年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認
定について
- 認定第7号 平成24年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算
認定について
- 認定第8号 平成24年度本別町水道事業会計決算認定について
- 認定第9号 平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認
定について

(平成24年度各会計決算審査特別委員長報告)

- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 発議第1号 本別町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 8 意見書案第12号 特定秘密保護法案の制定に反対する意見書

出席議員(11名)

- | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 議長 | 12番 | 方川一郎君 | 副議長 | 11番 | 林武君 |
| | 2番 | 山西二三夫君 | | 3番 | 戸田徹君 |
| | 4番 | 黒山久男君 | | 5番 | 小笠原良美君 |
| | 6番 | 山田鶴雄君 | | 7番 | 方川英一君 |
| | 8番 | 笠原求君 | | 9番 | 高橋利勝君 |
| | 10番 | 阿保静夫君 | | | |

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 町長 | 高橋正夫君 | 副町長 | 砂原勝君 |
| 会計管理者 | 黒田匡君 | 総務課長 | 大和田収君 |
| 農林課長 | 工藤朗君 | 保健福祉課長 | 吉井勝彦君 |
| 住民課長 | 千葉輝男君 | 建設水道課長 | 横田仁志君 |
| 企画振興課長 | 川本秀二君 | 老人ホーム所長 | 井上松子君 |

国保病院事務長	毛利俊夫君	建設水道課長補佐	能祖豊君
総務課長補佐	大橋堅次君	教育委員長	水谷令子君
教 育 長	中野博文君	教 育 次 長	竹田稔君
社会教育課長	安藤修一君	農委事務局長	山本光明君
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	大和田収君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	鷺巢正樹君	総務担当主査	松本恵君
-------	-------	--------	------

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成25年第4回本別町議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、高橋利勝君、山田鶴雄君、及び小笠原良美君を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

平成25年10月9日第3回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について報告いたします。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、12月2日から12月12日までの11日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、12月5日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、議会委員会条例の一部改正については、議会運営基準149の2の事項として、運用基準22運用例1に基づき、議会運営委員会発議により本日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、1件の提出がありました。

高規格幹線道路整備促進に関する意見書採択を求める要請、1件については、産業厚生常任委員会において審議する取り扱いを予定しました。

次に、意見書の取り扱いについて申し上げます。

特定秘密保護法案の制定に反対する意見書につきましては、議会運営基準139運用例1によることとし、本日、議員発議することといたしました。

道州制導入に反対する意見書については、議会運営基準 139 運用例 6 によることとし、議会運営委員会発議にて最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

日程第 3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第 3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月2日から12月12日までの11日間とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月2日から12月12日までの11日間とすることに決定いたしました。

休会の議決

議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、12月3日から9日までの7日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、12月3日から9日までの7日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前10時05分）

再開宣告（午前10時07分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4 認定第 1 号ないし認定第 9 号

議長（方川一郎君） 日程第 4 認定第 1 号平成 24 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第 9 号平成 24 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上 9 件を一括議題とします。

以上 9 件について、委員長の報告を求めます。

平成 24 年度各会計決算審査特別委員長山西二三夫君、御登壇ください。

平成24年度各会計決算審査特別委員会委員長（山西二三夫君）〔登壇〕 報告いたします。

本委員会は、平成25年10月9日第3回定例会において付託を受けた下記の事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件、
、認定第1号平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、
、認定第2号平成24年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第3号平成24年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第4号平成24年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第5号平成24年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第6号平成24年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第7号平成24年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第8号平成24年度本別町水道事業会計決算認定について、
、認定第9号平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日、平成25年10月22日、23日。

3、審査の結果、認定第1号平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも認定であります。

4、意見、
、違法と認める事項、特に認められなかった。
、不当と認める事項、特に認められなかった。
、特に留意すべき事項、特に認められなかった。
、監査委員の意見に対する意見、なし。
、その他、なし。

以上で、委員会審査報告といたします。

議長（方川一郎君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番（阿保静夫君）〔登壇〕 平成24年度本別町後期高齢者医療特別会計決算認定に対し、反対の立場からの討論を申し上げます。

後期高齢者医療制度については、2008年、平成20年6月の参議院本会議で共産党を含む野党4党が提出した廃止法案が可決したことが事実としてあります。後期高齢者医療制度を廃止し保険料の軽減や年金からの保険料の天引き中止を盛り込んだものです。残念ながら次に開かれた衆議院では、与党によって廃止法案が否決され、

制度は現在も続いています。しかし、後期高齢者医療制度が高齢者負担とともに年齢で医療を差別するという本質は変わっておりません。本町においても農家などで国民健康保険と後期高齢者医療、それぞれ被保険者としては別にされています。その負担が限界ではないかと思われるものもあると考えます。私は、そもそも高齢化社会のためとして消費税を3パーセントから5パーセントに引き上げて、間もなく後期高齢者医療制度がつくられたこと自体問題だと思っています。後期高齢者医療制度は廃止して国民が安心して受けられる差別のない医療制度の確立を望む立場からも本会計決算認定には反対です。

以上、申し上げて反対討論といたします。

各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第1号平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第2号平成24年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第2号平成24年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号平成24年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第3号平成24年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第4号平成24年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第4号平成24年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号平成24年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第5号平成24年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第6号平成24年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第6号平成24年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第7号平成24年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第7号平成24年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第8号平成24年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第8号平成24年度本別町水道事業会計決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第9号平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第9号平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第5 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第5 諸般の報告を行います。

報告第9号専決処分報告、平成25年度本別町一般会計補正予算（第10回）について、報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第9号専決処分報告。平成25年度本別町一般会計補正予算（第10回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,247万4,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金1万7,000円の増額補正は、公共施設等整備基金として、社団法人北海道電気通信基盤整備協会、代表清算人、様から1万6,737円の指定寄付金でございます。

次の歳出であります。寄付者の意向により、基金への積み立てに充てるものでございます。

以上、簡単ではありますが、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から、平成25年度定期監査の結果報告の提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から、平成25年9月分、10月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、行政視察調査結果報告書について、総務、産業厚生各常任委員長より提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成25年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配付のとおり報告いたしますので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成25年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配付のとおり報告いたしますので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成25年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配付のとおり報告いたしますので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、議長の動静について、平成25年第3回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配付のとおり報告いたしますので、御了承を願います。

これで、報告済みとします。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第6 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第6 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成25年度各会計の予算執行状況について報告をさせていただきます。

10月末現在の一般会計の執行状況につきましては、歳入が予算額75億9,447万7,000円に対しまして、収入済額は32億8,118万5,000円で、43.2パーセントの執行率であります。

歳出は、支出済額32億9,187万6,000円で、43.3パーセントの執行率となっております。

地方交付税の状況につきましては、普通交付税は、前年度比微増の額にして144万8,000円増の30億664万7,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借り入れをしている臨時財政対策債は、前年度比4.5パーセント、1,130万1,000円増の2億6,016万6,000円で、普通交付税を加えました総額では前年度を0.4パーセント上回る結果となっております。

特別交付税は、現時点では未確定であり、平成24年度では東日本大震災特例交付額を含め3億7,850万4,000円で、前年度比4.4パーセントの増となりました。

平成25年度につきましては、災害等の大きな要因がないことから地方財政計画の2.2パーセントより下回ることが予想されています。

次に国民健康保険特別会計であります。歳入が予算額13億5,760万8,000円に対しまして、収入済額は6億3,321万4,000円で、46.6パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額が5億8,829万7,000円で、43.3パーセントの執行率となっております。

次に後期高齢者医療特別会計であります。歳入が予算額1億1,508万3,000

0円に対しまして、収入済額は4,973万7,000円で、43.2パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額が4,224万9,000円で、36.7パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入が予算額8億2,313万3,000円に対しまして、収入済額は4億1,392万2,000円で、50.3パーセントの執行率となっております。

このうち、介護保険料につきましては、調定額1億3,314万9,000円に対し、収納額は6,955万6,000円で、52.2パーセントの収納率となっております。

歳出は、支出済額が4億4,001万6,000円で、53.5パーセントの執行率となっており、このうち保険給付費につきましては4億250万7,000円で、支出済額の91.5パーセントとなっております。

次に介護サービス事業特別会計であります。歳入が予算額2億8,218万5,000円に対しまして、収入済額が9,992万1,000円で、35.4パーセントの執行率となっております。

このうち、サービス収入については、調定額8,989万6,000円に対し、収納額は8,989万4,000円で、99.9パーセントの収納率となっております。

歳出は、支出済額が1億3,675万5,000円で、48.5パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入が予算額1億7,346万9,000円に対しまして、収入済額が4,183万3,000円で、24.1パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額が6,378万円で、36.8パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入が予算額5億3,031万9,000円に対しまして、収入済額が2億1,563万4,000円で、40.7パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額が2億3,102万4,000円で、43.6パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収支につきましては、水道事業収益は予算額1億4,635万9,000円に対しまして、決算額は6,573万1,000円、前年度対比77万5,000円、1.2パーセントの減となり、予算に対する執行率は44.9パーセントであります。

水道事業費は、予算額1億4,635万9,000円に対しまして、決算額は6,918万2,000円、前年度対比140万円、2.0パーセントの減となり、執行率は

47.3パーセントであります。

資本的収支につきましては、資本的収入は予算額3,850万円に対しまして、決算額が0円、資本的支出予算額7,984万円5,000円に対しまして、決算額2,796万7,000円、執行率は35.0パーセントとなっております。

次に、病院事業会計上期の決算であります。収益的収支につきましては、病院事業収益は予算額12億6,337万8,000円に対しまして、決算額は6億6,771万5,000円、前年度比3,161万4,000円、4.5パーセントの減となり、予算に対します執行率は52.9パーセントであります。

このうち入院収益は2億2,986万2,000円、前年度比1,322万6,000円、5.4パーセントの減、外来収益は1億9,521万1,000円、前年度比4,538万7,000円、18.9パーセントの減となっております。

病院事業費用は予算額13億7,754万1,000円に対しまして、決算額は6億2,314万1,000円、前年度比3,016万4,000円、4.6パーセントの減となり、執行率は45.2パーセントであります。

事業収益から事業費用を差し引いた上期の純利益は4,457万4,000円となったところであり、この主な要因は、入院と外来を合わせました収益、前年度12.1パーセントの減少に伴い、収支調整分として一般会計繰入金を前倒ししたことによるものであります。前倒し分を除いた事業収支は前年度比3,161万9,000円の減となっております。また、医業収益における外来収益の減は、内科及び透析収益の減少が主なものであります。

資本的収支につきましては、資本的収入は予算額1億979万1,000円に対しまして、決算額5,623万4,000円で、執行率は51.2パーセント、資本的支出は予算額1億3,765万4,000円に対しまして、決算額5,499万円、執行率は39.9パーセントとなっております。

患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数は9,344人、1日平均では51.1人となり、前年同期と比較すると197人、1日平均1.1人の増、外来患者数は2万8,679人で、1日平均229.4人、前年同期と比較すると4,267人、1日平均34.2人の減少となっており、患者数の減は内科及び透析が主なものであります。

以上、平成25年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

次に、平成26年度予算編成方針について報告いたします。

平成26年度の予算編成方針につきましては、11月25日に職員によります予算編成会議を開催し方針を示したところであります。

国の平成26年度予算編成につきましては、政府の経済財政諮問会議の議論を経て12月前半に予算編成の基本方針が閣議決定される予定であります。6月14日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針では、金融緩和、財政出動、成長

戦略のいわゆる三本の矢により、強い経済を実現することで、経済再生が財政健全化を即し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を図るべく、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組むこととしております。

また、8月に策定されました中期財政計画におきましては、地方財政について、国の歳出の見直しと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源につきましては、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしながらも、経済再生に合わせ、歳入歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進めることとしています。国は、地方への一定の配慮は示しているものの同時に徹底した無駄の排除を求める考えを示しております。

また、地方財政をめぐる状況につきましては、総務省の概算要求では、経済財政運営と改革の基本方針及び中期財政計画では地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については前年度比1.4パーセント増とし、実質的に平成25年度を下回らないよう同水準を確保することとしております。

しかし、地方交付税につきましては、前年度比1.8パーセントの減の1兆6千7百15億円としておりますが、地方交付税の原資となります国税の大幅な増収も見込めない中、財務省は借金をしながら交付税の水準を維持している状況であり、地方交付税を削減したい考えを示しているものであります。

財務省は、平成26年度地方財政計画の規模につきましては、一般行政経費の地方単独事業の縮小を視野に総務省と折衝に臨む方針であり、地方交付税の別枠加算の廃止を始め、歳出歳入ともリーマンショック前の平常モードに戻すよう求めるものと思われております。特に、平成26年度は別枠加算の廃止に重点を置く考えを示しているところであります。

このような状況の中、本町にとっても歳入に見合った歳出をどう組み立てていくか、非常に厳しい予算編成になると考えています。

財政試算の歳入でございますが、予算編成に大きな影響を与えます地方交付税は、前述のとおり厳しい状況を踏まえ、普通交付税を前年度決算見込額に対しまして2.1パーセント減で試算をしているところであります。

町税につきましては、景気の回復はいまだ厳しい状況にあり、前年度当初予算比では0.3パーセントの減で、決算見込額と同額を見込んでいるところであります。

また、基金からの繰り入れにつきましても、引き続き依存度を下げる体制を目標にしております。

次に、歳出であります。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、人件費の減額により前年度決算見込額に対して0.9パーセントの減、物件費、維持補修費は1.6パーセントの減、補助費等は0.3パーセントの増、繰出金は0.5パーセントの減、投資的経費は39.1パーセントの減を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進

計画、事務事業評価の確実な実施及び前倒しを指示しているところであります。

一般会計の予算規模としては68億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く1月以降に示されます地方財政計画を見て、最終的な調整が必要になると考えております。

なお、消費税増税は、反映をしておりません。

以上のように、平成26年度の予算編成におきましても相当厳しい状況となり、さらなる行政改革を取り組むとともに、第6次本別町総合計画に掲げます主要課題である一つに新たな仕事づくりの創造、二つ目は少子高齢化、過疎化対策の取り組み、三つ目が高速自動車道路網、高速通信網の利活用、四つ目が循環型社会の構築、五つ目が地産地消の取り組みについて戦略的な視点と行動力をもって、町民生活に密着した事業の確保と町民が夢を持てる施策の展開を推進するところであります。

さらに、私の5期目のまちづくりの基軸であります6つの柱と48の施策実現に向け、ともに学び、支え合い、活力あるまちづくりを進めていくものとしております。

また、地方分権時代にふさわしい、自主、自立の精神にあふれる新時代の新しいまちづくりを推進するため、本別町の個性と元気が発揮、発信できるよう創造力と知恵を結集し、最大限の行政効果が得られるよう町民と協働したまちづくりを展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解をよろしくお願をするところであります。

次に、敬老祝金の贈呈の見直しについて報告させていただきます。

本町の敬老祝金制度につきましては、昭和44年に始まり、昭和58年度からは、長寿を祝福するとともに、社会に貢献した労をねぎらい、合わせて町民の敬老思想の高揚を図ることを目的に敬老祝金を贈呈してまいりました。

平成23年度からは、厳しい経済情勢を勘案した中で地域振興の必要性を踏まえ、現金と商品券を交えることとし、基準日の9月15日において、本町に1年以上居住されている方で、77歳の方には5,000円の現金と5,000円分の商品券を、88歳の方には2万円の現金と1万円分の商品券を、満100歳を迎えられた方には7万円の現金と3万円分の商品券とを合わせ、それぞれ贈呈を行っております。

第5期銀河福祉タウン計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定の際に、本別町健康長寿のまちづくり会議におきまして、平均寿命が延びている中で、77歳についてはまだ長寿を祝う年齢ではないのではないか、ほかのサービスを充実すべき等の意見が出されまして、77歳に対します敬老祝金は廃止するべきであるとの答申を受けたところであります。

この間、超高齢社会を見据えながら見直しに向けて、関係団体の皆様にも御意見を伺うなど検討を重ねてまいりましたが、現在の平均寿命が男性が79.0歳、女性が86.9歳でありますことから、現行の77歳に対する敬老祝金は廃止をすることといたしました。

また、88歳に対する年齢の見直しにつきましては、国の老人保健事業におきまして活動的な85歳が新たな目標として掲げられておりまして、本町の銀河福祉タウン計画につきましても活動的な85歳づくりの推進を基本目標として施策を推進していることから、85歳を人生の一つの節目として、現行の88歳に対します敬老祝金を2万円の現金と1万円分の商品券を85歳に変更し、平成26年1月1日から実施することといたしました。

100歳につきましては、1世紀を生き抜いてこられた節目として、その長寿を祝うため、継続して実施してまいります。

なお、今議会に、改正に伴います関係条例を提案させていただいておりますので御審議をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

次に、十勝圏における消防広域化に向けました検討経過及び状況について報告をさせていただきます。

消防の広域化につきましては、本年10月の第3回定例会の行政報告におきまして、副市町村長会議及び市町村長会議におきまして、十勝圏の広域化を進めるための広域消防運営計画の策定作業に入ることで合意がなされ、広域消防運営計画骨子案がまとまった段階であることについて報告をさせていただいたところであります。

その後、十勝圏広域消防運営計画素案の作成作業が進められ、10月31日の副市町村長会議及び11月6日の市町村長会議におきまして、素案内容が確認されたところであります。

全体の構成につきましては、第1章が十勝圏消防の現状と課題、第2章、広域化による効果、第3章、広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項、第4章、防災等に係る関係機関相互間の連携に関する事項の4部構成となっております。

今後、各市町村議会におきまして意見等を踏まえ、12月中に運営計画素案を町民の皆様にお示しをし、あわせてパブリックコメントを行い、町民の皆様から御意見をお伺いし、平成26年3月末までに運営計画の策定を目指す予定となっております。

次に、消防救急無線のデジタル化についてですが、当初は全市町村が緊急防災・減災事業債による実施を計画し、平成27年度整備工事とは別事業とすることで検討しておりましたが、本年度に予算化することにより財政上有利な起債を活用するために、緊急事業、共通波と一般事業、活動波に分けて実施することになったところであります。

今回は、実施設計が終了し、本町分の整備工事費負担額が示されたところであります。平成25年度7,455万6,000円、平成26年度3,167万円、合計で1億622万6,000円となっており、財源につきましては平成25年度緊防債、平成26年度は過疎債を予定しております。

なお、今回の整備費用に係ります補正予算を本定例会で議決いただき、翌年度に繰り越しをさせていただきたいと考えているところであります。

以上、消防広域化に向けた取り組み状況であります。本町としては、これまでどおり防災体制の機能を低下させることなく、町民の安全、安心の確保をしっかりと見据えながら、協議してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、現段階での経過報告とさせていただきます。

なお、行政報告に係ります詳細な資料等の説明は、議員協議会で予定をしておりますのでよろしくお願をしたいと思います。

以上、第4回本別町議会定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） 次に、水谷教育委員長、御登壇ください。

教育委員長（水谷令子君）〔登壇〕 本別町立仙美里中学校の統合について報告させていただきます。

仙美里中学校の統合については、平成24年9月の定例会において、統合に係る経過と協賛会の設立につきまして報告させていただいておりますが、その後の経過について御報告いたします。

昨年設立されました仙美里中学校閉校記念事業協賛会では、今年度、最後の年に相応しい各種記念事業を企画しており、学校行事では、閉校記念の小中学校合同運動会、体験学習、文化祭及び閉校記念特別講演会などを実施しております。

今後に向けては、記念碑の建立、記念誌の作成、記念式典および惜別の会の開催などを予定しており、来年、1月25日には、長年多くの皆様から愛され慕われた仙美里中学校の歴史と伝統を追懐し、閉校記念式典を挙げる運びとなっております。

また、統合後のスクールバス路線の運行などにつきましても、統合検討協議会と話し合いを行ってまいりましたが、保護者の皆様の御了解をいただき一定の結論を得たところです。

教育委員会といたしましては、子どもたちが今までどおり、統合先となる本別中学校に通えるよう、安心して学べる環境づくりに最大限努力してまいりますので、町民の皆様、議員各位の特段の御理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、今議会に、改正に伴う関係条例を提案させていただいておりますので、どうぞ御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第7 発議第1号

議長（方川一郎君） 日程第7 発議第1号本別町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 発議第1号本別町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案の別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規程により提出をいたします。

それでは、発議第1号本別町議会委員会条例の一部改正の提案説明をいたします。

本町の議会では、議会活動の状況を広く正しく住民に周知し、住民とともに歩む議会活動を推進するため、平成9年3月に議会広報特別委員会を設置して、議会だよりの発行を担ってまいりました。その後、平成20年から議会の活性化等調査特別委員会、平成22年からは議会運営委員会で検討を進めている議会改革の一環として、会議の全面公開や傍聴者への議案、会議資料の配布、議長交際費の公開など、開かれた議会活動の推進に努めているところであります。

また、本年4月に4回目の開催となった議会報告会においても、参加した多くの町民の方から議会並びに町政に関するさまざまな御意見をいただき、議会情報の発信に加え、広く多くの町民の方の意見を集約するためには広聴活動が重要だと認識しているところであります。

これらも踏まえた中で、執行機関等の事務のうち、町の広報及び広聴に関すること、情報公開に関すること、議会の広報及び広聴に関することなど五つの項目を所管項目として、議会広報の発信力を高めるとともに、町民との対話を大切にし、町民から信頼される開かれた議会を目指すことを目的として、地方自治法第109条第1項の規定に基づき広報広聴常任委員会を追加設置しようとするものであります。

次に、議案により提案をいたします。

本別町議会委員会条例の一部を改正する条例。

本別町議会委員会条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中力を削り、キをカとし、同号ク中「及び統計」を削り、同クを同号キとし、同号中ケをクとし、コを削り、サをケとし、シからニまでをコからトまでとし、同条に次の1号を加える。

（3）広報広聴常任委員会、5人。ア、町の広報及び広聴に関すること。イ、各種統計に関すること。ウ、情報公開に関すること。エ、情報処理に関すること。オ、議会の広報及び広聴に関すること。

第2条に次の2項を加える。

2項、議員は、前項第1号及び第2号に規定する常任委員会のいずれか一つの委員とならなければならない。

3項、議員は、二つの常任委員会の委員となる場合には、その一つは広報広聴常任委員会に限る。

第12条の見出しを「（委員長、副委員長及び委員の辞任）」に改め、同条に次の1項を加える。

2項、委員が辞任するときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第12条の2を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、本別町議会広報特別委員会規程は12月末をもって廃止いたします。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第1号本別町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、発議第1号本別町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8 意見書案第12号

議長（方川一郎君） 日程第8 意見書案第12号特定秘密保護法案の制定に反対する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第12号特定秘密保護法案の制定に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提案理由の説明については、案文の朗読をもってかえさせていただきます。特定秘密保護法案の制定に反対する意見書案。

安倍政権は10月25日、特定秘密の保護に関する法律案（特定秘密保護法案）を閣議決定し、国会に提出しました。しかし同法案は、特定の情報を政府が恣意的に秘

密指定できるようにするもので、後世の検証も担保されておらず、国民にはそもそも何が特定秘密なのかすら明らかにされません。国民の知る権利や表現、言論の自由、取材、報道の自由を著しく制限しかねず、拙速な制定は将来に大きな禍根を残すものです。

最大の問題点は特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で恣意的に秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高いことです。秘密を取得した者や漏えいを教唆した者、漏えいや取得を共謀、煽動することも処罰対象となり、処罰範囲がどこまでも広がる恐れがあります。どの情報が特定秘密に指定されたのかも秘密とされれば、その情報が特定秘密かどうかを知らないまま、強く開示を求めた市民や市民運動家、市民ジャーナリスト等が罪に問われるケースもあり得ます。

また、最高懲役10年という厳罰化によって、公務員が記者との接触を過度に避けたり、調査活動をしている研究者や市民が政府情報に近づくことに慎重になり、民主主義の基本である国民の「知る権利」が侵害される恐れが強くなります。知る権利や報道、取材の自由への配慮が法案に盛り込まれたとは言え、強制力のない努力規定にとどまる上、報道の正当な業務と著しく不当な方法の境界線が不明で、取り締まる側が自由に解釈できる余地があります。

さらに秘密指定の基準作りに有識者会議の意見を聞くとされますが形だけのもので個々の秘密指定の妥当性をチェックする権限はないこと、秘密指定は何度でも延長可能で、内閣が認めれば30年を超えて永続的に情報開示を拒むことができること、特定秘密取り扱いの適性評価のため行政機関職員や都道府県警察職員、民間業者などの個人情報調査が可能となり著しいプライバシー侵害の恐れがあること、国会へ特定秘密を提供するかどうかは行政機関の判断に委ねられ提供された情報を漏らせば国会議員も処罰対象になり、国会の国政調査権が大きく損なわれかねないことなど、懸念される点は数多くあります。

国として特に厳格な管理が必要な情報があることは否定しませんが、その場合も後世に検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は本来、国民が共有すべき財産であることが大前提です。特定秘密保護法案には、そうした民主主義の基本理念が根本的に欠落している上、情報公開法や公文書管理法の拡充も進んでいません。何よりも、日弁連をはじめとする法曹界、学者・研究者、言論界などから多くの反対の声が上がっています。パブリックコメントの8割が法制定に反対であり、マスコミ各紙の調査でも反対意見や慎重意見が多数であり、市民の理解を得ているとは到底いえません。

国民の権利を大きく侵す危険性を含んでいる特定秘密の保護に関する法律案を制定しないよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、特定秘密保護法案担当大臣、

以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番（阿保静夫君）〔登壇〕 本意見書案に賛成の討論を行いたいと思います。

臨時国会は、12月6日が会期末です。意見書案後段にもありますが、特定秘密保護法案に反対、慎重審議を求める国民の声は日に日に広がっており、圧倒的な多くの国民が反対しているという状況です。これまでも弁護士のを始め、演劇人、宗教者、テレビキャスター、ノーベル賞受賞者等の会、団体が次々に反対を表明しています。そして、国会行動が連日取り組まれています。衆議院での採決の前に、福島で開催された公聴会では、公述人のうち誰一人も賛成の意見を述べず、反対、慎重審議を表明したにもかかわらず、衆議院では強行的な採決が行われたことも全く国民の意思を無視したものといわざるを得ません。特定秘密保護法案は、国民の目、耳、口をふさぐものだとは私は考えます。必ず廃案に追い込みたいと考えています。

よって本意見書に賛成します。

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、意見書案第12号特定秘密保護法案の制定に反対する意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第12号特定秘密保護法案の制定に反対する意見書については原案のとおり可決されました。

散開宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のために申し上げます。

明日12月3日から9日までの7日間は休会であり、12月10日、午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は、12月5日、正午をもって締め切ります。質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前11時02分）

平成25年本別町議会第4回定例会会議録(第2号)

平成25年12月10日(火曜日) 午前10時00分開議

議事日程

日程第 1	議会運営委員長報告
日程第 2	行政報告
日程第 3	一般質問

会議に付した事件

日程第 1	議会運営委員長報告
日程第 2	行政報告
日程第 3	一般質問

出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	2番	山西二三夫君		3番	戸田徹君
	4番	黒山久男君		5番	小笠原良美君
	6番	山田鶴雄君		7番	方川英一君
	8番	笠原求君		9番	高橋利勝君
	10番	阿保静夫君			

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	建設水道課長	横田仁志君
企画振興課長	川本秀二君	老人ホーム所長	井上松子君
国保病院事務長	毛利俊夫君	建設水道課長補佐	能祖豊君
総務課長補佐	大橋堅次君	教育委員長	水谷令子君
教育長	中野博文君	教育次長	竹田稔君
社会教育課長	安藤修一君	農委事務局長	山本光明君
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	大和田収君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君
総務担当主任 塚 谷 直 人 君

総務担当主査 松 本 恵 君

議長（方川一郎君） 開会前に、議会広報取材のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに 3 件の提出がありました。利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書、2014 年度地方財政の確立を求める意見書、高規格幹線道路整備促進に関する意見書については、11 日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第 2 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第 2 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 障がい者福祉における訪問系サービス事業者への特別地域加算金の未支給についての行政報告をさせていただきます。

障がい者福祉サービス事業者への特別地域加算につきましては、平成 21 年 3 月 31 日に厚生労働省告示によりまして、過疎地域や豪雪地帯に居住をしているサービス利用者を対象に障がい福祉サービスの訪問系サービス費に 15 パーセント加算する制度が設けられ、平成 21 年 4 月から居宅介護などの訪問系サービスがスタートし、平成 24 年 4 月からは新たに相談支援のサービスがこの制度の対象に加えられたところでもあります。

さきの新聞報道で、小樽市で障がい者福祉サービスを行った事業者にしかるべき特別地域加算金が給付されていないことが判明をし、直ちに本町における調査、確認を行ったところ、平成 24 年 4 月からの相談サービス分については制度のとおり加算を行ってきたものの、平成 21 年 4 月からの訪問系のサービスにつきましては支給決定を行わずに、加算措置されなかったことが判明したところでもあります。

これは、担当において改正された制度内容を詳細に熟知していなかったことが原因

であり、まことに遺憾でもあります。

加算を行うべき訪問系サービスは平成21年4月から平成25年10月までの52カ月で、延べ344件、実人数で13人、給付額は208万4,312円の見込みでありまして、既に該当する2事業所に対しましては直ちに経過説明をさせていただいたところであります。

事業者への未払い給付金につきましては、平成25年度現行予算において速やかに支払いを行うべく、現在、北海道と協議を進めているところであります。今後は、制度改正の詳細な内容について熟知をするとともに、北海道や近隣市町村との情報交換の強化を図る中で、障がい者福祉サービス事業の的確な運営と再発防止に向けての最善の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、障がい者福祉サービス系における訪問系サービス運営の特別地域加算金の未支給についての経過の報告をさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第3 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第3 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

10番阿保静夫君。

10番（阿保静夫君）〔登壇〕 議長のお許しがありましたので、2問の一般質問を行います。

一つ目ですが、ふるさと納税制度のさらなる活用をということで伺います。

ふるさと納税制度に結びつけた本町では個性あるふるさとづくり寄付金条例のさらなる活用、発展のために他町村で実施している特産品の送付など、発展的に取り組む考えはないか伺いたいと思います。

本町のホームページにも載っておりますし、紹介されていますけれども、本町では2005年、平成17年に始めた「本別町個性あるふるさとづくり寄付金」による基金積立残高は、ことしの10月の資料によりますと2,674万円ということで、これまでに図書館等で活用されたというふうに伺っております。

改めてこのような寄附をいただいた皆さんに敬意を表したいというふうに思っております。

さて、町の条例制定されてから3年後になると思いますけれども、国においてふるさと納税制度として2008年、平成20年4月30日にこの制度が公布され、スタートしております。これは、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入されたものというふうに紹介をされております。

この制度を活用する自治体は管内、道内、全国で広がりを見せております。寄付者は全国どこでも応援したいと思う自治体に寄附ができ、基本的に寄附した額から2、

000円を差し引いた額が一定の限度で住民税や所得税の税額控除が受けられるというふうに理解しております。

例えば、3万円のふるさと納税寄附に対して2万8,000円の税額控除が適用されるというような中身です。私、調べたところによると家族構成とか年収でその中身は少し異なっていくようです。

本町においては、寄附の受け入れのみで進めているところですが、他町村では特産品の送付の特典をつけることによって、ふるさと納税額を大幅に伸ばしている例があります。良識を持った対応が必要との指摘もあり、これを踏まえるのは当然ですが、地域を応援するという本来の趣旨を堅持しながら、本町においても特産品を寄附者に送付することによって、より多くの本別応援団をつくるような対応を行う考えはないか伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の「本別町個性あふれるふるさと寄附条例」の関連した質問がありましたけれども、まずふるさと納税制度のさらなる活用の御質問の答弁をさせていただきますが、本別町の個性あるふるさとづくり、今、御質問のとおりでありまして、この寄附条例が地方分権型の社会に対応する個性や魅力あふれるふるさとづくりと地域づくりの現状や実態を広く全国に発信をしていこうと、こういう趣旨で平成17年12月に制定をされまして、平成18年度から募集を開始し、今、7年が経過したところであります。

この間、今までに151件、6,789口、1口5,000円でありますけれども、これら含めて、金額として3,394万7,483円の寄附をいただいたところであります。そのうち、農産物の加工施設の整備の備品の購入、資料館特別展示、また図書館の図書購入事業などの実施のために600万円を取り崩し、平成25年9月末現在で利子を含めて2,798万9,403円の残高となっているところであります。

多くの方々にこの制度の趣旨や目的を御賛同いただきましたし、多大なる御支援をいただいておりますことに、改めて深く感謝とお礼を申し上げる次第ではあります。

質問にありますとおり、平成20年にふるさと納税制度がスタートいたしました。都道府県、市町村に寄附をした場合につきましては、個人住民税及び所得税の控除が拡充されたところでありまして、この制度にあわせて市町村では地域の特産品を提供するなどの特典制度を実施をして寄附の促進、特産品や自治体のPR及び地域経済の波及効果を図っておりますが、本町といたしましては、特典制度についての協議も行ってきた中で、寄附額が事業化に必要な目標額に達することや、寄附本来の趣旨など踏まえて寄附者への特産品の提供を見送ってきたという経過が実はあるわけであります。

しかしながら、現在、他町村が実施している特典制度によります多くの寄附金が集まっていることや、特産品のPRにつながっている現状など踏まえて、今後は現在の個性あるふるさとづくり寄附制度をさらに活用して、本町のふるさとづくりの応援団

として多くの方々に御賛同いただけるように、引き続きホームページや広報紙への掲載、または東京や札幌などの本別会などのふるさと会とのPRを努めますとともに、本来の寄附金の制度や意味や寄付者の意向などをかんがみながら、町内外を含めた提供対象者、寄附金額、特産品の選定などを含めて、特典制度のあり方については今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 今後は特産品の選定も含めてという御答弁なので、その方向性もありというふうに受けとめたので、これ以上、聞く必要もないかもしれませんが、ちょっと私もせっかく勉強してきたのでもう少し話をさせていただきたいというふうに思います。

12月1日付の新聞で十勝管内の状況が出て、管内は7町村が特産品を送り返していると、大体、多いところで寄附額の半額くらいと定住体験なんかの割引券みたいのをつけるというのもある、ちょっと個性的だなというふうに思っていますけれども、大体あれですね、1割程度のものというか、本当にお礼の品という点では、ふるさとを応援したいという気持ちに応えたような、その町の特産品を送っているということで、私はこの記事を見たときに非常にほほえましい中身だなというふうに思いました。

ただ、私はこの記事の前から実はこのふるさと納税制度のことをちょっと知る機会がありまして、それは米だったのです。だから、当然、十勝とは直接ないのですけれども、その農民関係の新聞なので、こういう書き方をしていました。「米の売り上げ全国一」と、こういう中身です。だから、これは先ほど紹介した12月1日付の新聞の中で良識を持ってという部分にちょっと触れているなというふうに私は改めて思いました。

米地帯、これは長野県なのです、全国一です。全国一のふるさと納税による特産品をお礼として送るということで、今度は寄附する側は、そういう今はインターネット時代なので一覧表で出るのですよね、どの地域がどういう物を特典として設けているかというの、商品の陳列みたいな形に見えるのです。それで寄附しているということがテレビでもそういう趣旨で紹介されたものですから、私はそれはちょっと違和感を感じていて、そしてこの前の新聞報道で目のウロコが取れたような感じを受けています。

やはり、本来は、自分のゆかりのある町とかふるさとと思われるところに、自分の今の立場の中で許せる範囲で寄附をして、そのことがふるさとに役だってもらおうと、そのことはうれしいと、もらった、寄附をいただいた町側は気持ちとして、うちの特産品なのだからぜひ食べ物を味わってくださいますか、使ってみてくださいとかという、そういう関係が成り立ってこそその本来の趣旨だというふうに思っておりますし、

先ほど税額控除のことや何か話しました、変な言い方をすれば約3万円を例にとれば、例えば3,000円くらい物を送ってもらうということになると、税額控除を受けた人は差引勘定で1,000円プラスみたいな格好になるのですね、2,000円を除く額が税額控除される例がほとんどですから。でも、それは制度の趣旨ではないということで、私は先ほど町長が今後そういうことも検討していくということなので、参考意見ということでこういうことも検討をあわせてしてほしいということですので、すけれども、本町にはきれい豆商品初め、味噌や醤油、納豆、お菓子などがあるわけですから、当然、そういうことが検討のメニューに上ってくると予想はしますけれど、ぜひ本来のこのふるさと納税の趣旨を生かした本別ならではの、それで本別応援団を全国につくっていくというような観点から、本当に額はそんなに多くなくても本別を応援しているということで、その人たちにも自覚してもらえよう、そういう形に発展させていただきたいということを念頭に置きながら、できれば新年度あたりから実現してほしいなというふうには思っておりますけれども、その辺の今後の進め方の日程的なものというか、考え方というか、それを再度、お伺いしたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 質問の趣旨はそのとおりだというふうに私どもも共有をしているのです。

先ほども答弁させていただきましたが、平成17年に職員の皆さんと一緒に本別町の町づくりを全国に大きく知ってもらう、また本別の町づくりに賛同して、共感していただける方々が寄附をしていただくということも含めて本別を応援していただくと、こんな本別の発信がということで個性あるふるさと寄付条例というのを制定しました。五つの分野、平和もそうですし、産業もそうですし、福祉もそうですし、また本の町、また7月15日展含めて五つの分野でその項目をつくって寄附していただく。

おかげさまで3,000万円を超えるだけの寄附がありましたけれども、それは本当に純粋に万石の見返りなど全くないわけですから、そういう寄附でありますけれども、でもそこは私どもやはり今、御質問にありますようにやはり気は心ではないですけれども、多少はやはり私どもの気持ちもあらわしたいなという面では、その金額ではなくて気持ちの中で、本町のこの香りだとか、いろいろ特産等までいかないかもしれませんが、そういうものも機会あるごとという、そういう対応もしてきました。

でも、こういう新聞に載っているようなことになると、今、御質問のとおり例えば5,000円1口でいくと、2,000円が控除ですよ、3,000円で、3,000円の物もらったらもうかるようだと、言い方、例えが悪いかもしれませんが、それが税も控除となるとなったら、これはいかなものかと、この1万円でも同じですし、ただ幾ら寄附していただければ、幾らの特産品だとか、我が町の物が届きますよという、こういう方法というのはいかなものかなということで今、内部でもずっとこの

お話しをしているのですが、それはやはり本別町の趣旨には合わないだろうと、せっかくここまで本当に全国から本別の町づくりに賛同していただいて、共感していただいて、これだけの御厚志が集まっているわけですから、そういうことを大事に、でもその気持ちに少しかでも応えられるとしたら、そういうものも含めてということは、これは気持ちの問題として、それこそお返しの気持ちというのですか、本別をよりまた知っていただきたいというのもあるのですが、今後もそういうものについては本当にどういう方法がいいのかというのは検討していこうねというようなお話しをしているのですが、ただ特産品といっても本当に限られますから、それが本当にどれがどういふところにいいのかということも実はあるのです。

ですけれども、今ある物はもちろんですけれども、今、盛んにいろいろ本別も加工していただいているまた新たな物産を商品化してくれる、その人たちも出てきておりますので、そういう人たちも含めて、その加工することは特産品をつくっていく、特産品になり得るものを一生懸命開発する人たちの応援も含めて町全体が循環できて、広がっていくような、そういうような協力の仕方など含めて、PR含めて、そういう仕組みをつくっていったらなというふうに思うのです。

やはり本別にゆかりの例えばふるさと本別会の方々が本別に寄附する、そういう寄附していただくときに、その本別もやはりふるさとの香りが届けば、これはもっともっと本当にそういう意味では気持ちがすごく癒やされるというか、やはりふるさとよかったなと、そんな気持ちになっていただける、また知らない人も本別のこの町づくりを知ったときに、思いがけなくこういう物もというようなことが新たな発見になっていく、そういうようなことを含めているいろいろ考えながらやっていこうかなと。

今、まさに職員含めての知恵比べになっているところでありますけれども、何とかこれら含めてそういう幾らになったら幾らとかということは決してやりたいとは思っていません。気持ちとして、真心としてそういうものが購入できるように、仕組みというかそういうシステムの中で運用して、活用させていただければなというふうに考えておりますので、もう少し時間をいただきながら、新年度予算ということでありませうけれども、職員がうんと言うかどうかは別ですけれども、なかなかたくさんありますけれども、どれを選定するかと言われますし、どの部分での寄附というのもありますから、そういう気持ちで対応というか、取り組んでいきたいということは申し上げることはできるかなというふうに思いますので、そのようなことを含めて、またこういう方法があるとか、アイデアもありましたらぜひ御指導いただきながら進めていきたいなと思っております。

以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 御答弁のとおりだというふうに受けとめますし、来年度予算につけるといふのは私の希望を申し上げただけで、それはお任せをすることです。

先ほど管内で7町村が特産品を送り返していると、新聞記事だとプラス2町村が検討中だということで、何か町民のほうの意見でそういう方向になるというような新聞記事なのですが、検討中ということなのでどうなるかわからないのですけれども、先ほど申し上げましたけれども、全国で5.2パーセントの市町村がこの特典付きという、特産品を送り返すというような形で進めているということで、決して珍しい中身でないということだし、町長おっしゃるように本当に良識を持った、気持ちのつながりを大事にするような、そういうことが非常に重要だと思うし、先ほどちょっと申し上げなかった部分ですが、この制度はふるさと納税の額は例えば本別なら本別に全額入るという形で、所得税控除を受けるのはその人が住んでいる町の税金のほうから所得税控除なので、表現は難しいですけれども、そういう意味での本別で税額がふえるという、そういうことでないということですから、ただ本別が特典品を送り返すとなれば、それなりの金額はその寄附金の中から、ふるさと納税の中から支出するような格好になると思うのですけれども、それはやはり良識ある中で金額の半分だとかと決めることではもちろんないわけで、やはりそれは町長おっしゃるようにそのことによってさらにふるさと応援団が広がるような、そうして仮に豆製品か何かを食べた人が、これはおいしいねということで口コミでまたさらに広がるような、そういう産業とかの地場産業にもかかわっていくような、そういう拡大の方向こそ望ましいというふうに思いますし、先ほど米の例を紹介したところは、本当はそこが主だったと思うのですけれども、結果論としては何か全国ランキングを競うような、そういうようなインターネットってそういうものなのですよね。すぐランキングにしたがって、どこが1番とかといって、金額も何かすごい金額ですよ、20キロ送り返すそうですから、米を。ざあっと換算するとすごい金額だなと思うのですけれども、そういうのが趣旨ではないということで、ぜひ町長の立場からいけば管内の各町村長といろいろ話し合える立場なので、そういうことも含めて町長もぜひ管内のいい例を参考にするような方向で前向きに取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、それを再度、確認をしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 阿保議員の御心配のとおりだと思うのが一つあるのです。これはやはり過当競争というのですか、競争が余りエスカレートすると、私どもふるさと納税というと来てくれることだけを頭に浮かべがちなものだけれども、逆もあるということを忘れてはだめなのです。

本別の例えば住民の方が、ここの特産品いいなと、ここにふるさと納税寄附したらここの特産品がという、もしそういう人がたくさん出てくるとなると、これまた大変な仕組みになってくるということです。

ですから、こういうことを含めていくと、必ずしも都市部から地方に、我が町に人が寄附をくれるのでなくて、我が町からほかに行くということも考えていくことをし

なければならないということになると、こういう過当競争がどんどんエスカレートしていくと、本当に大変な事態になってくるので、地方が。

ですから、総務省も言っているのは、やはりこれはちょっと良識を持って対応しなければならないと、そういうコメントも出ていることは当たり前のことだと思っております。ここら辺もやはりしっかり踏まえながら、やはり我が町は17年、18年からスタートした個性あるふるさとの寄付条例の部分については、そののずっと前から本当に本別に、本当に町づくりに共感して共鳴して応援してくれる人たちの、そういう思いというものを大事にするということですから、そのこと含めて、それはしっかり堅持しながら、基本に沿って、ぶれないようにしながら、その中で本当にお互いの心の交流として、そういう特産品なんかのPRも含めて、そしてまたそういう産業をつくりたい、そういう物品も開発したいという人たちも含めての応援も含めて、しっかりそういう本別町がまた循環して活性化になるように、そういう方向というのを先ほど答弁したとおりであります。それはかなり今、検討している課長いますので、直接、新年度までできるかできないも含めてちょっと答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 今のお話しですけれども、町長おっしゃるとおりにメリット、デメリットはそれぞれあるかと思えます。

確かに、本町のPR、特産品のPRにつながることは間違いなくて、地域経済も活性化につながると思っております。また、それにあわせて寄附金の増額も予想されるというふうに期待をしているところであります。

しかしながら、総務省からの通知もありましたように、良識を持った適切な対応をするというような通知も来ております。その中で、特産品目当ての寄附は豪華されて競争への部分につながる部分があるので、良識を持った判断にしてくださいという部分があります。

また、税金につきましては、住民税がその分、減額控除されるという部分がありますので、そういうようなデメリットも考えております。

私としましては、この個性あるふるさと寄附条例をさらに活用しながら、いろいろな人に多くの方に理解をしていただいて、寄附をいただく、趣旨を賛同していただきたいというふうに考えております。

私、担当といたしましては、今、担当と協議をしながら新年度に向けてどのような体制というか、内規をつくりまして協議をしていきたいというふうに考えております。町内、町外の方を両方対象にするのかと、それと寄附金額にあわせてどの程度までの人に提供するかと、そういう部分含めて今、担当と協議をしているところでございます。

新年度に向けてこれから予算調整、町長査定も入ってきますので、その中で検討し

ていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それでは2問目行きます。

2問目です、後期高齢者医療保険料の今後の状況はということでお伺いします。

北海道広域連合では、来年度以降の後期高齢者医療保険料について、現行保険料に対し約11パーセント以上の増になるとの試算を示したというふうに伺っております。年金の引き下げや物価の上昇など、高齢者を取り巻く情勢は厳しさを増していますが、道や国に対して対策を町村としても求めるべきというふうに考えます。

北海道後期高齢者医療広域連合の第2回定例会、11月8日に開催されたということですが、その中のこれは私が伺ったところによると事務局長の答弁ということになっていますが、来年度以降の後期高齢者医療保険料の試算について数字は変わるとしながらも、9月の段階では7万4,675円というふうに試算されました。現行保険料の11.05パーセントの大幅増という中身です。

北海道の高齢者世帯の所得は、全国平均より低いというふうにされています。また、厚労省は保険料軽減の特例措置というのを今、行っているわけですが、これを全廃する方針を示しておりますして、段階的に縮小するとしていることから被保険者である後期高齢者への影響は計り知れないのではないかとというふうに考えます。

北海道広域連合としても剰余金や安定化基金というのがあるのですけれども、これを活用して、これまでも保険料の引き上げを抑制してきましたけれども、今後も道などと協議を進めるというふうになっているようです。

本町においては、1,569人の被保険者、保険料の収納率は99.7パーセントという状況、これはこの前やりました平成24年度の決算資料の数字なのですけれども、そういう状況ですが、一つ目として今後、本町においてどのような影響を受けるといいうふうに思われるか伺いたいというふうに思います。

二つ目に、後期高齢者の広域連合と町との関係というのは、ちょっと距離がある関係だといいうふうに思っておりますし、町長御自身も連合の副会長さんと聞いているのですけれども、副連合会長というのか、後でちょっと訂正してください。町長も責任ある立場にあるといいうふうに聞いておりますけれども、自治体としても道や国に対して保険料軽減の特例措置の継続や安定化基金の積み増しを求めるなどの対応が必要といいうふうに考えておりますので、見解を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 後期高齢者医療保険制度の今後の状況であります。

2問目の答弁をさせていただきますが、後期高齢者制度、これは平成20年度に創設されて以来、2年に一度の見直しを行いながら今日までやっていますが、平成25年度における保険料は均等割4万7,709円と、所得から33万円を差し引きました

額に10.61パーセントを乗じた所得割合を合算した額が1年間の保険料として賦課されておりまして、制度創設時から現在まで激変緩和措置として所得割、均等割に対し、軽減特例措置が設けられて今日に至っているところでもあります。

また、12月6日の道議会の第4回定例会の特別委員会、また御質問にありますように広域連合の議会の中でも御質問ありましたし、事務局長から答弁をさせていただきました。

これは、1点目の御質問ですが、広域連合で検討されている保険料率のアップ分に対する影響額ということですが、これは賦課システムは広域連合であります、あくまでも概算の数値しかまだ示されませんが、軽減の特例措置がないと想定した場合の計算であります、総体で11.05パーセント増になると仮定した場合で、平成25年度に賦課分に置きかえて計算をしますと、当初の認定額で828万4,000円、1人当たりの年間保険料は5,211円の増となりまして、また保険料の軽減特例措置につきましても廃止の方向で動いているということで、もしこれが実施されるとさらなる被保険者の負担増が生まれるということでもありますから、今後は国や道の動向を注意深く見守っていかねばならないと考えております。

2点目の自治体として国や道に対して財政措置を求めていく対応についてですが、今回、示されました11.05パーセントという大幅な保険料の増額と軽減措置の廃止分を被保険者に上乗せするという事は、被保険者であります高齢者の方々にもその生活そのものを脅かすということにつながりかねないということでもありますから、私も御質問にありますように、北海道の後期高齢者の医療広域連合の副連合長という立場にありますので、今後とも事あるごとに国、道に対しましても財政措置については強力に要請をしてまいりたいというふうに考えておりますし、その旨は先般の北海道の後期高齢者議会の中での御質問にも事務局長から答弁をさせていただいて、全国の知事会はもちろんですが、この後期高齢者広域連合の連合組織も含めて、これは強力に要請していくと、それぞれこの課題を抱えてスタートした後期高齢者制度であります、それぞれの負担率の軽減、9割含めて、ここまで充実してきたということはやはり、それぞれの取り組みの成果だというふうに思っておりますので、これが何とか堅持できるように今後とも最善の私どものできる限りの努力をしていくということは、私どもの役割だというふうに思っておりますので、このことも含めて答弁とさせていただきます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 町長、広域連合の副連合長の立場ということで、私、十分に理解していなくて申しわけないです。大変、責任ある立場にあるというのは理解していました。

その上で、本別町の町長として今の答弁の趣旨で、ぜひ機会あるごとに国や道に対

して支援措置等も含めて広域連合でも支援措置というか、基金の積み増しなどを求めていくような趣旨だったと思いますので、それは町村も同じことだというふうに私は思っています。

それで、もう少し本別の実態を伺いたい部分があるのですけれども、先ほど申し上げたように町村は保険料を徴収するのは主な義務という形の中で事業主体というか、本家本元は道の広域連合という制度の中で動いているし、国の決めたことが直におりてきているという、非常に地方自治の本旨からいうと非常に私は問題があるのでいつも予算や決算ではああいう反対の立場をとっていますけれども、ただ、現実には動いている中で制度はこういうふうに私が住民サイドから見ると悪い方向にいきそうだということなので、町村にいる対象者の影響はということでもう少し伺いたいのですが、これは担当の方だと思いますが、北海道では先ほど町長が言ったように均等割の9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減ですか、そういうことで均等割部分の4,770円の部分を軽減する措置があって、僕も数字を見てびっくりしたのですけれども、北海道では29万7,000人近くの人が9割軽減になっているそうです。8.5割軽減が11万7,500何がしということで、この全体の比率に対して何パーセントかちょっとわからないのですけれども、本町も当然5割、2割という方もいるのですけれども、均等割の部分で例えば9割軽減の人が本町でどれぐらいいるのかということで、その部分に国はすぐ全廃するとは言っていないけれども、全廃に向けて段階的に縮小すると言っていますよね、だから当然、数年後か何回目かの改定のときに均等割の軽減がゼロになるということがあり得るのかなというふうに受けとめています。

そういう面からいうと、今から町村としても、それから我々議会としても国や道に向けて地域の実態つかみながら支援措置の拡充を求めていくという部分は必要だと思っておりますし、道の広域連合も前回の保険料算定のときに10パーセントぐらいたしか上がるという算定だったと思うのですけれども、それを剰余金とか、先ほど申し上げた基金の活用で2.5くらいまで下げたというふうに聞いているのです。

だから、今回はそこまで基金や剰余金がないというようなことのようなので、先ほど申し上げたように道や国に基金の積み増し等を広域連合としてもお願いしていくような方向だというふうに聞いていますので、当然、町村としてもそれは町村の立場でできることというのは限られていると思いますけれども、要望としてはそういう機会を捉えてやっていただきたいというふうに思いますし、先ほど申し上げたように9割軽減だけでもいいし、もしわかれば8.5割軽減も含めて本町の対象者とか対象額等がわかればお伺いしたいし、そのことを踏まえて事の重要性というのを私は再認識したいなと思って伺いたいのので、伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 答弁させていただきますが、数字のほうについては担当のほうから答弁させていただきますが、9割軽減、5割軽減になると保険料が5倍になる

という試算も出て、そのまだ細かくは決定ではありませんけれども、想定を仮の仮ですけれどもそのようなことでありますから、これだけ急激にまた元に戻す、税率戻されると大変なことになるということですから、余剰金が少ないといいながらも、最大限余剰金も活用するし、基金も活用しなければならない。

ただ、賛成は余りできないかもしれませんが、消費税が導入されるとなると、これはやはり福祉、社会保障ですから、基本はそういう約束であったのですから、ここはやはりしっかりと対応していただくということも含めて要請項目には入れていかなければならないかなというふうに思うのです。

いつも申し上げますが、国の財政はやはり1,000兆円を超えるだけの累積があるわけですから、それを考えると本当に今のこの経済含めてどうなのかなということも否めますけれども、その中で消費税となると勢い、こういうところに生きる第一線に、暮らす第一線にやはりしっかりと光を当てるということは一番必要なことだというふうに思っていますし、これは全国どこも同じですから。誰もこれは避けて通られることではありませんので、このことをしっかりやっていくことでありまして、またせっかくここまで軽減措置をとっていて、これをまた数年で何年かわかりませんが、数年で元に戻すということになると本当に暮らして生活に影響するということですから、これも含めてやはり最大限の財政軽減措置は残すと、こういう趣旨のもとであらゆる余剰金、基金含めて、また新しい税の仕組みなんかもし変わるとすれば、それらも含めてしっかり要請をして確保していくと、こういうことと努力はしていかなければならないというふうに考えております。

あと数字については担当課から答弁させていただきます。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 御質問の特例制度の関係でございますけれども、特例制度は3点ありまして、一つには均等割の軽減の部分で本来、均等割の軽減区分は所得に応じまして7割、5割、2割という区分になっておりますけれども、阿保議員おっしゃるとおりこの7割の部分を所得により細分化しまして、9割、8.5割軽減区分という特例措置を設けております。

それから、所得割の軽減部分ですけれども、これにつきましては被所得者個人の所得が58万円以下、年金収入で言いますと211万円以下の方は所得割が5割軽減という特例措置が今、ございます。

それからもう1点は、制度加入時に被用者保険の被保険者だった方、被保険者というのは社会保険ですとかの扶養だった方は負担軽減のための所得割は負担軽減のために所得割はかからず、均等割は9割軽減、これは2年間だけの措置と本則ではなっておりますけれども、これは5年たった今も続いております。以上が、この特例措置3点でございます。

この8.5割、9割、これが本則どおり実施されますと、合わせまして756人の方

が対象となります。額につきましては、賦課資料といいますか、それがうちのほうにありませんので、ちょっと間違っていたら困るので数字はお示しできないのですけども、人数については756名程度が対象となります。これは25年度の当初で言いますと756人程度が対象となります。

もう1点の被扶養者の被保険者だった方の9割軽減につきましては、これも25年度当初で、もしこれがあつたとしたら140人程度が対象になるのかなということで押さえております。これら特例制度、全てが実施されますと896名の方が対象となります。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 新聞報道ではもう既に御存じと思いますけれども、今回は十勝管内でこのことを各議会取り上げている例があるし、理事者の方の答弁は大体、今の町長の答弁の趣旨で町村としても今、数字で1,500人くらいのうちの半分以上が影響するという中身ですよ、今の話だと。

ですから、非常に大きな影響がある、マイナスな影響があるということで、ぜひ町長の立場で町村長としてもそうですけれども、十勝の町村会長の立場の、そういう今まで新聞で見た答弁の例によると本当に町長と同じようなことで、住民にとって、対象者にとって大きな影響があるから国、道に向けて要望をしていくという趣旨だったので、ぜひそのことも踏まえて、町長、ぜひ十勝管内でも同じような立場で奮闘していただきたいなとは思っておりますので、その辺についても最後に伺いたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） これは広域連合はもちろんですけれども、北海道町村会としてもこれは要請をしているのです。私も北海道町村会の保健福祉常任委員会の代表となっておりますので、そういう立場もありながら厚生労働省含めて、財務省もかなり強力な要請をしているのですが、とにかくこの制度というのは、先ほどの答弁の中で申し上げましたけれども、それぞれいろいろな賛否がありながらも、これだけの軽減措置をとって、今までにないぐらいの中身としてはきちとした中身に2年しか、答弁が課長のほうからもありましたように2年しか軽減しないというやつも今まで5年続けているということは、それはやはり大きなそういう力が働いて、現場の声というのがしっかり届いてその2年が5年、今まで継続しているということだと思っております。

ですから、それは本当にこればかりでなくて、全てが料金改定から税の改定というのがあって、どんどん負担が増えていくということになれば、これは本当に生きるそのものについてかなり厳しくなってくるというような条件もあるということでもありますから、そういう意味ではやはりこの制度がきちとこれから確立していくためにもできる限りの軽減措置を含めて、これは軽減措置でなくて本筋として運用できるよう

な、そういう制度にしていかなければならないだろうなというのが我々の町村会含めて、北海道から広域連合含めての共通した認識でありますから、これはもうそのとおりしっかりと本別町はもちろんですし、十勝ももちろんですし、北海道もあわせてその共通認識のもとにしっかりと住民の後期高齢医療制度の充実に向けてしっかりと努力していくと、このことはみんな同じ共通認識で間違いなく頑張っていかなければならないことだというふうに思っています。

以上です。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

休憩宣告（午前10時50分）

再開宣告（午前11時05分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番高橋利勝君。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問させていただきます。

まず、1問目の消費税増税に伴う公共料金への影響についてですが、政府は来年4月から消費税を5パーセントから8パーセントへと増税することを決定いたしました。申し上げるまでもなく、消費税増税は所得に関係なく一律に負担を強いるため、町民の生活に大きな影響を与えることとなります。特に所得の少ない人たち、自営業の人たちへの影響は大きいと言われております。

現在、各市町村では、来年度予算編成に向けて消費税増税に伴う公共料金のあり方を検討していますが、新聞報道によりますと各市町村まちまちの対応となっております。そこで、本町の考え方を以下、3点について伺います。

1点目でありますけれども、来年4月からの消費税増税に伴う公共料金への影響と、そのあり方を基本的にどのように考えておられるのかまずお伺いをします。

2点目ですが、まず町民全体にかかわる水道、下水道料金について伺います。

6月定例会での私への水道、下水道料金にかかわる答弁では、消費税が増税となれば料金について早急に検討が必要と述べておりますが、答弁どおり進めていくのか考え方を伺います。

3点目でありますけれども、子供たち全般にかかわる給食費についても給食関係の食材が消費税増税の影響を受けることとなりますが、この給食費についてもどのように考えておられるのかお伺いします。

4点目に、その他の公共料金についてもどのように考えておられるのか、以上、お伺いをいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の消費税増税に伴う公共料金の影響についての質問の答弁をさせていただきます。

消費税率及び地方消費税率引き上げと、それに伴います対応につきましては、平成25年10月1日閣議決定によりまして消費税率及び地方消費税率は平成26年4月1日に5パーセントから8パーセントに引き上げることとなったところであります。

消費税の改定に当たりましては、総務省より消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改正について税負担の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえて、平成26年4月1日の消費税率の引き上げに向けて適切に対処される旨の通知があったところでもあります。

これを受けまして、本町としても課長等会議及び予算編成会議において、税率改正に対し適切に対応するよう指示をしております。さらに11月29日には全課、全部局長による消費税の改正に伴う関係課部局会議を開催し、検討協議をしてきたところであります。

本町といたしましては、各種の公共の施設使用料、手数料、上下水道料金、給食費などについて、今後の消費税率の引き上げが段階的に実施されることも配慮しながら、担当課で改定による影響額とあわせて、税負担以外の費用についても精査を行い、個別ごとに影響額などを把握するように指示をしたところでもあります。

また、企業会計であります水道事業、病院事業につきましては、消費税の納税事業者でありますことから、基本的には消費税の転嫁が必要となってくるということで考えております。

2点目の上下水道料金に対する考え方についてですが、本年6月の定例会において答弁をさせていただいておりますが、水道、下水道料金につきましては4年ごとに見直しをするということで進めてきております。このような中で、人口減、景気の低迷などによって毎年、使用料が減少し、その補填財源につきましては一般会計からの補助金、繰入金に頼ってきた状況でもありまして、今回は消費税の税率改正による影響額の料金改定を検討してまいりたいと考えております。

3点目の給食については、教育委員会から答弁をさせていただきます。

次に、4点目のその他の公共料金についての考え方ではありますが、現在、公共施設の使用料につきましては、第3次の行政改革の中で平成22年3月に見直しを行ってきたところであります。

また、使用料につきましては3年程度を目安に見直しを図ることとしておりまして、平成27年度見直しに向けて現在、行政改革推進本部使用料等検討部会において見直しに向けた検証作業を鋭意進めているところであります。

今回は、消費税率の改正による影響ですが、現在、使用料をいただいております公共施設は社会教育施設、福祉関連施設、コミセン、体育施設など、屋内、屋外の施設を合わせて63の施設となるところであります。

また、公共施設使用料の内訳は室料、電気料、暖房量で構成されまして、料金につきましては全て50円単位となっておりますので、消費税引き上げによる影響を受ける使用料につきましては、その状況を見て判断していきたいと考えております。

次回の公共料金使用料等の見直し時期であります27年度の定期の見直しにあわせて実施したほうがよいものかも含めて検討しているところであります。

また、ごみ処理手数料につきましては、後日開催されます池北三町の行政事務組合事務担当者会議において協議することとなっておりますし、いずれにいたしましても公共施設の使用料、手数料、上下水道料金、給食費などの消費税の取り扱いについては今後、12月下旬に再度、関係課部局長会議を開催して改定についての協議を行いまして、必要に応じて行政改革推進本部使用料等の検討部会、行政改革の推進委員会、使用料等の審議会の開催をし、その後、議会の提案を予定しておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君）〔登壇〕 3点目の学校給食費につきまして御答弁をさせていただきます。

学校給食費は、食材料費相当分のみを保護者の皆様から現在、1食小学生228円、中学生につきましては271円を御負担していただいておりますが、来年4月に消費税が3パーセント引き上げられることに伴いまして、食料品などの価格が値上げされる見通しになっておりますことから、給食費の3パーセントの引き上げはやむを得ないものと考えております。

その場合の学校給食費を試算しますと、1食小学生で7円増の235円、年額にいたしまして約1,400円の増、中学生で1食8円増の279円、年額にいたしまして約1,500円の増額となる予定であります。

教育委員会事務局といたしましては、今後、学校給食運営委員会と協議するとともに、教育委員会議に諮り決定する運びにしたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、御答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今の答弁ですと、それぞれの課に影響力について試算をして検討ということでお話しをされているようですが、今回のこの消費税増税に当たって町村によっては町民の生活のことを考えて来年は公共料金の引き上げをしない、町費で負担をするというところが幾つかの町村あります。

新聞によりますと、町費負担分を試算をして、法例により制約がある一部料金は引き上げざるを得ないということですが、それ以外については町費で負担をする。この背景には当然、先ほども答弁ありましたように今後、予定されています2015年10月のいわゆる8パーセントから10パーセントということもあるのだと思いますが、基本的にその考え方として、この消費税によって影響を受けた分を町費で負担をする

というような、そういう考え方はないのかどうかまずお伺いをしたいと思います。

それと、次、2番目でありますけれども、水道、下水道料金の改定に当たっては、これまでも報告いただいておりますから、私は町民としてはできるだけ上げてほしくないというのは、これは思いださうのです。

今回の消費税増税というのは、単に公共料金だけ上がるだけではなくて、一般の生活費が全体的に上がるわけですから、そういう意味ではできれば公共料金を上げてほしくないという思いも私は強いのではないかと考えていますが、ただ、経営の状況ということもあるようですから、そこでこの改定に当たってはこれまでのように消費税増税の大きな影響を受ける所得の少ない方への配慮、さらにはまたさきの定例会でも申し上げましたけれども、小規模事業者の不公平感についてもお話をしておりますが、そういったことも含めて今後、使用料審議会でも検討するということになると思っておりますが、その辺についてどうなのかお伺いをします。

3番目の給食費の問題ですが、率直に申し上げて本町は来年から子育て支援ということで、課を設けて子育て支援を積極的に取り組むという意味からいうと、この給食費の増税分については、町費負担ということで考えていくことはできないのかどうかということです。

先ほどの答弁でいきますと、小学生1,400円、中学生1,500円ということですが、1人でありまして、これはそれでも安いとは申しませんが、例えばこの小中学校に子供が2人、3人行っていますと、その額というのは月、大きな額になるわけですから、そういった意味も含めまして子育て支援ということで、また同時に保育所等もあるわけですが、その点について考え方を支援という立場から、町として町費負担ということも含めて考えていけないかどうか、改めてお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、自治体によってもいろいろ対応が異なっているという新聞報道もありますけれども、それはそこそこの自治体の判断でやっていくのだろうというふうに思っていますが、私どもが基本的に考えているのは、やはりこれはあくまでも税ですから、いいとか悪いとか別にしても、これは何といたっても税が決定されたら、納税を伴う部分についてはこれはやはり税の仕組みとしてきちっとやはり、それは明示しながらその負担を伴うものですから負担をしていただくと、ただ使用料、手数料などなど含めては、それは状況を見ながら、また全体のバランスを見ながら、そしてまた本町の財源を含めて総合的に判断をして、今それが適切かどうかというのはこれは定時の見直しでやっていくということですから、そこら辺についても極力、影響のないような方向でいこうということで、またこれは結論のほうは出ていませんが、これは今、予算編成前に向けてそれぞれ部局の会議、先ほど申し上げましたように部局、課長、課の会議含めて鋭意検討しながら進めていっているところであります、特に国税でありますから、税の部

分を転嫁しないということについては、基本的にやはりそれはなかなか難しいことだろうというふうに考えておりますので、逆に今回、8パーセントだから見送って、10パーセントになったらやるとなると、逆にそれは価格がぐんと跳ね上がって、逆に住民サービス上迷惑になるなどなど、いろいろな角度から議論しています。

そういう面からきちっと、明示されたときは明示されたようなこの段階的にきちっとその対応を図りながら納税としての意識も含めて、きちっと対応しているというのが今のところの私どもの判断であります。

また、給食に関する部分については、これは教育委員会からもお話しありましたけれども、特にこれは食材そのものにかかる部分でありますから、この子育て支援などなど含めては食材の中身、また給食そのものに対する支援というのは十分させていただくことはもちろんであります。ただ、この食材を購入する部分についてのこの消費税のあり方については、先ほど申し上げたようなことを含めて、これはやはりきちっと適切に適正に転嫁を消費税の部分についてはそれぞれ反映をさせていただく、こういうことであるので、子育て支援というのは保育所も含めて、子育て支援の給食については特に、今、給食センターの建てかえも含めて、あり方も含めて、またその保育所の給食の提供の仕方など含めて拡大しながら、よりコンスタントに応援ができる子育てに、その期待に応えるような給食の提供の仕方についても十分に検討させていただきますので、そういう意味での子育て支援のほうにしっかりと転嫁をしていきたいなと思っております。

以上、答弁とします。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 行政の立場でいうと、基本的に今の答弁ということになるかもしれませんが、一方で先ほども言いましたように消費税増税によってほかの、例えば食品とかいろいろ生活用品が増税をされるということから、生活的に苦しくなるというのは、これは町民にとってそういう立場になるというふうに思っています。

問題は、そういう町民の状況と行政の思い等をやはりどうかみ合わせていくのかということも私は大事ではないかと思っております。

それで、ちょっと短絡的な物の言い方をしてしまいますけれども、消費税は増税されることによって地方分も当然、増収ということになります。そうすると、そうした地方分のふえた分を一部そういう町負担ということに回して、それに対応するという公共料金に対応するとか、そういうようなことはできないのかどうか。また、それぞれの今、言いましたように町民のそういう生活の状況を踏まえても行政としてそういう判断になるのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 住民と行政の思いというのは、私は同じだというふうに思っています。

これは、消費税は入らないほうがいいわけですから、当然。そしてまた、生活必需品に私どもの考え方としては、これは全部が一律今、消費税ですから、だからこれは特例も何もないわけですから、これは軽減もありませんし、そういう意味では生活必需品というのは、これは私は同じ消費税率というのは、やはりもう少し軽減など、いろいろな方法とれないのかなと、そんなことも考えているところでもありますから、これは私ども行政、住民ともそれは認識というのは私は変わらないというふうに自分自身も判断しています。

ただ、これは消費税が入ったから自治体の財政がふえるということの御質問であります。決してそんなことにはなりません。そうであれば、それはまた別な話でありますけれども、今までのとおり私どものこの今までの歴史から含めて、平成12年の国税含めて、総体の町の財源というのはもうあのとき下がりっぱなしで、それ以上、一切、上昇気流に乗るかなと思ったら、もうそれきりの状況でありますし、また人口減などなど、また所得のこと含めて町の税収も増になっているような状況ではありません。

その中でまた住民の行政に対するニーズなどなど含めて、多岐にわたりながら、またその負担も、また先ほども少し申し上げましたけれども企業会計、特別会計含めての一般会計からの持ち出しというのは非常に多くなっています。水道料金含めても、それこそ軽減するひとり家庭だとか、また高齢者家庭、また生活に応援しなければならぬ家庭など、非常に多くなってきているのも事実でありますから、この消費税率が3パーセントの部分について、この想定する部分について税収がふえるのではないかということではありますが、決してそのような状況ではないということでもあります。

できれば、消費税率なんか上げたくありませんし、消費税なんか今後について住民の暮らしに直接影響するようなことについては、私どもはそういうようなことは避けたいという立場でありますけれども、でも現実として我々も行政を担っていく分については、やはり町財政も含めて、住民の暮らしを守るためにもこの町財政というのをしっかりしていかなければならないということ踏まえて、最大の努力をさせていただきますが、この部分についてもやはりにっちもさっちもいなくなってどんと引き上げるといふことにならないように、やはり適宜、適宜、その少なからずともその状況を理解していただきながら、しっかりとした財政基盤をつくっていかねばならないということがありますので、その部分含めて、決して税収がふえて自治体はその分で余力を持っているというような状況ではありませんので、そのこと含めて理解させていただければと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 町民に対する行政の思いというのは、今、町長がお話しありましたけれども、これはどこの町村でも基本的に同じだと思う。

ただ、先ほど言いましたように、この先に8パーセントから10パーセントという、そういうまだこれは決定していませんけれども、そういった予定があるから、なかなか言えないことでもありますけれども、一方の町村では今回は据え置いて、我が町は引き上げざるを得ないという、このギャップですよね、これが今、言うように今回、この次あるから一気に一緒に上げるわけにはいかないから段階的というお話しのように思いますが、その辺のところはどうも釈然としない部分が私もありますし、恐らく町民の方にもあると思うのですが、やはりその点についてもう一度お伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

一つには財政の問題、先ほど町長から答弁ありましたけれども、いずれにしても交付税に48パーセントの歳入を依存していると、その交付税の加算を財務省がカットにかかっているということで、非常に交付税に依存が高いだけに、非常に不安定な状況にあるというのが一つであります。

それから、もう一つの社会保障費の維持確保が消費税の目的でございますから、本町の介護給付費、あるいは医療関係、それから障がい者給付がここ数年、異常に伸びておりまして、ここの財源として消費税がふえてこない町で町の財政が相当厳しいところに追い込まれてくると、こういう状況にあります。

そして、そういう中で今回の消費税の転嫁を私も考えておりますけれども、基本的な問題の一つは課税事業者であるかどうかということの一つ整理をしております。そして、課税事業者になるのは病院、下水道、簡水等、要するに特別会計と企業会計が事業者になりますから、ただ病院と介護保険報酬は非課税ということで、それ以外は課税になっていると。

そうしますと、転嫁をするしない関係なしに8パーセント税金が徴収されていくということですから、その分、転嫁しないで8パーセント差し引かれますとダブルパンチで経営に影響が出てくるということになります。課税しないから、3パーセント納めなくていいですよと言ったら、いいのですけれども、そうではなくて町が転嫁してもしなくて自動的に8パーセント料金から引かれてしまうと、そういう状況の中でダブルパンチを経営的にはもっていけないだろうと判断をしております。

だから、子供の関係もちょっと出ましたけれども、保育料については非課税ということで、これは上がりません。

そういうことで、先ほど一つありましたけれども、そういう町民の生活実態から見てどうなのかという御質問がありましたけれども、基本的に国は国税として対応する以上は国の責任で今、5兆5,000億円の対応策を今、打ちだそうとしてございます。その中で高齢者、子供たちを対象とした給付事業を今、6,000億と3,000億円ぐらいの規模で打ちだそうとしておりまして、1万から1万5,000円ぐらいの加算

含めて給付をするという考えを国が持っておりまして、そういう中で一定の配慮がされてくるのかなと考えております。

それからもう一つ、私どもの立場としても、低所得者の人たちをどうするかというのは現実に国だけの制度で対応できるのかという問題もございまして、一つは水道料、下水道料、簡水につきましては、本別ならではの減免措置を今、継続しておりまして、おおむね年間件数で8,990件、金額で469万の減免を行っておりますけれども、これは料金の3分の1減免ということでございましてけれども、この減免の際に消費税も転嫁された金額も含めて減免していくと、3分の1を、このような対応の継続を今、検討しております。

それから、同じような部分で給食費もございまして、要保護児童の助成扶助がかなり今ふえてございまして、本別の状況、若干見ますと小学校で約420万、中学校で520万程度の要保護、あるいは準要保護児童就学助成金というのを一般会計で措置をしております。

この中で何が一番大きいかといいますと、給食助成が非常に多くて、おおむね小学生で申し上げますと、今の228円の200食ですから、全額助成しておりまして、これが57名、250数万円、それから中学生は38名、200万円ということで、給食助成だけで450万円ぐらいをしております。

これも考え方としては228円と271円で今、助成していますけれども、これを7円、8円上げたとしたら、上げた金額で助成をしていくというふうに対応することに今なるかと検討しておりまして、そういうようなものをセットにしながらそういう生活の方面にも目を向けて消費税を上げてまいりたいと考えているところです。

以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 次に、2問目の農業の振興についてお伺いをいたします。

本町の基幹産業である農業の将来は、本町の将来を見定めると言っても過言ではありません。しかし、その農業は外にTPPという大きな問題を抱え、内には後継者不足を抱えています。今後どうなっていくのかと懸念を持っているのは私だけではありませんが、改めて農業の振興のための取り組みについて伺います。

1点目でありましてけれども、本別町営農対策協議会により農業後継者を対象とした農業塾を開催し、担い手の育成確保を目指していますが、決算委員会の答弁では平成24年度は4回のプログラムを実施し、延べ165人が参加され好評だったとなっております。これらのことを踏まえた上で、今後、どのように取り組んでいく考えか、まずお伺いします。

2点目ですが、本町の農業は畑作とともに畜産が軸となっておりますが、しかし近年、酪農経営者の離農、規模の縮小、経営転換の話を聞きます。それぞれ事情があつてのことですから、やむを得ないことかもしれませんが、本町に乳業会社があることから

影響が出ないのか懸念をしているところですが、現状と将来について伺います。

3点目につきまして、これも近年、各市町村の顔ともいえる物産館や道の駅では農産物の加工品、乳製品、野菜の直売が人気となっています。本町でも、道の駅などで取り組んでいます。さらにまちおこしの一環として積極的に取り組む考えはないか伺いをいたします。

以上です。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 高橋利勝議員の2問目の農業振興についての答弁をさせていただきます。

本町の農家戸数につきましては、これは北海道の総合研究所中央農試の試算でありますけれども、北海道農業農村の動向の予測ということでもありますけれども、本町農家の戸数は2010年には328戸であったということでもあります。2025年度、これは想定ですけれども減少率が39パーセントの200戸ということで推測をされているところであります。農業者の減少は大変厳しいという状況を私どもも認識しているところであります。

1点目の農業塾の取り組みの方向でありますけれども、農業塾につきましては平成24年度から農業後継者等の育成を目的に本別町営農指導対策協議会が主催をして開催したところであります。第1目は帯広信金の理事長の講演を初めに、最終回の本町農業大学の校長の講演まで4回を開催し、延べ165名の方々が受講していただいたところであります。

本年度につきましては12月に第1回を開講し、異業種からの講師も選定をしながら、消費者と直接販売に成功した事例などを紹介して、4回のプログラムで実施をして目まぐるしく変化する農業情勢やグローバル化に迅速にかつ適切に対応できるきっかけづくり及び経営感覚を備えた青年後継者の育成を目指していきたいと思っております。

また、農業関係機関等の協力をいただきながら、今後とも農業塾などによる学習の場の提供をさせていただくということでもあります。

2点目の畜産の現状と将来についてですが、本町の農業の取扱高は、JAの取扱額であります。24年度におきましては113億900万円、そのうちの畜産部門であります。53パーセント、60億3,700万円ありまして、本町の農業の重要な部分と捉えているところでもあります。

畜産農家の戸数は平成5年度には263戸、今、24年度には151戸と減少しております。乳牛の飼養頭数につきましては平成22年度までには増加傾向を示しております。この二、三年は減少傾向になっております。この減少傾向は生乳の生産量の減少として一致することはありませんが、生乳生産量の減少割合は今のところ割と少ないという現状であります。このことはこれまでの畜産農家の方々の日ご

るの飼養管理の技術の向上のたまものと考えているところでもあります。

また、営農指導対策協議会の畜産部会では、現在、77戸の搾乳農家がありますが、平成28年度には約10戸程度が減少するのではないかと試算しておりますし、将来においてもこの減少傾向は一定程度は続くものと想定しているところでもあります。

これは、高齢による労働力の低下による搾乳から畑作や、また育成牛飼養へと経営転換が原因と考えられていますし、農家個々にもそれぞれ地域別にお話を聞きますと、やはりそろそろ年齢だからもう少しでも元気なうちに経営転換するとか、本当に朝から晩まで含めて365日、この搾乳というのは非常に厳しくなってきたという声が非常に多くなりました。

高橋議員のおっしゃるとおり、我が町には何ととっても明治乳業という大きな支えがあるわけでありまして、この工場の有無を考えると、やはりこの乳量含めてしっかりとまた確保していかなければならないという思いは私も同じでありまして、この乳量については今、農家個々だとか、本別のJAとかではなくて、ホクレンが全部仕切っているということでもありますから、このホクレンの部分を含めて、明治乳業含めて、しっかりとこの乳量が確保できるように我々も注視をして、また関心を持ちながら対応していかなければならないというふうに思っています。

また、次の3点目の御質問であります。特に道の駅ステラプラザは多くの町民の期待のもと、北海道では107番目の道の駅として平成21年4月20日にオープンをしました。今、5年目を迎えておりますが、この間、町内外からの道の駅ファンを初め、多くの方々にお越しいただいて、平成24年度であります。28万人以上のお客様を迎えたところでもあります。

御質問の道の駅における農産物の加工品や野菜販売については、さらに積極的に取り進むべきとありますが、運営はNPO法人銀河ほんべつが行っているということでもありますので、これは私どもが深くお話しすることにはなかなか得ませんが、この部分については御理解をいただきたいと思えます。

現施設につきましては、旧本別駅舎を再利用したもので売り場スペースなど、少なからず課題もありますけれども、道の駅の売店ではパンを初め、地元で製造された加工品やお菓子など、さらにまた生豆やアスパラ、ジャガイモ、カボチャなど、季節の物ですね、それぞれ野菜や地元農産物の販売が積極的に取り組まれているところでもあります。

御承知のとおり、道の駅は多くの来訪者が訪れる施設で、町の観光情報やイベント情報の発信、特産品の販売拠点として本町の農林業、商工業、観光事業の振興につながるものとして大きな期待をしているところでもあります。

したがって、平成24年度におきましては、起業家支援事業や緊急雇用対策事業を活用して、地場産の小麦を活用したクッキーやパン、ジャムなどの新製品の開発に対する支援や技術面におきましても農産物加工施設の専任職員が支援を行ってきて

いるところであります。

また、販売におきましてもなかなか地元では商品管理を含めて難しいところもございますので、商品の見せ方や演出する売り場、これは重要なことでもありますので、それぞれ専門のアドバイザー、特にNACの商品研究所の中田社長、無印良品のアドバイザーを講師に迎えセミナーを開催するなど、多くの取り組みも積極的に行ってきています。

この中では、特に売り場のレイアウト、そして什器の統一感、ポップ、ショーカードの備品の不足、品切れの対応、農産物の供給体制が不安定など、適切なアドバイスをしていただいているところでもあります。

それぞれ、この数名のアドバイザーが来てアドバイスをいただいておりますが、開設以来、まだスペースがそれぞれまだリニューアルとまではいっていませんし、またそれぞれ、もう少し商品の展示などを含めて工夫があるのではないかと、さらにまた価格の設定も含めてワンコイン、またそれぞれ買いやすい値段の設定などを含めても、多くの御指導をいただいているところがございますので、これらも含めてそれぞれNPOでは内部検討もして進めているところでもあります。

特に、このパンなどを含めて、地元の小麦、そしてまた地元の小豆、あんなどを含めても、非常に期待が高まっているところでありまして、試作をしたり何かして努力をしていますが、まだまだこれから改善の余地は多々あると思っておりますし、特にこの道の駅に来たときに本別ならではのものがあるかないかというのは、大きな1番の道の駅としての売りでありますので、こちら辺の開発も含めてそれぞれ取り組んでいただけるような、この環境や条件づくりに努力しているところでもあります。

特に、どこの道の駅行ってもそうですけれども、本州、道内はもちろんですが、特に一番売れ筋は地元の生鮮野菜なのです。特に、売れているなど、すごいなどというのは、別に建物が立派だとか、広いとかということではありません、逆によくこのスペースで、よくこんなに売っているのだなというのが非常にやはりにぎわい持っているのですが、それはやはり商品管理なのです。特に朝取りの野菜といった夕方になったら売れ残ったやつはみんな引き上げると、次の日またちゃんと新鮮なものを取りそろえると、そしてなくなればちゃんと補充すると、こういう商品管理が徹底しているところは非常にやはり好調な売り上げがあります。

残念ながら、私どもの町の中では蔬菜生産部門もそんなに機能しているような状況ではありませんが、個々のそれぞれ農業者の皆さんも含めて、また野菜などなど生産していただいている人たちがそれぞれ個別に商品を納めていただきながら、本別の道の駅を盛り上げていただいているということも事実でありますので、これらの体制も含めてしっかりと、それぞれ必要なアドバイヤやまた応援もさせていただきながら、より本別の大きな拠点として、発信基地としてこれからも活動いただけるような関係を結んでいければなというふうに思っていますので、以上を申し上げて答弁とさせて

いただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 1点目の農業塾ですが、後継者づくりとして積極的に開催をして、努力をしているということですが、勉強をするということと、当然、それに伴って後継に向けて実践をしていくというか、いろいろなことが考えられるわけですが、一般的に言えば例えば塾を受けた人たちが何か組織をつくって、その後もそういったいろいろなことを検証していくというような、そういう会としてそういう流れの会もあるわけですが、ただ本町のこの農業塾、範囲がどの範囲かというのはちょっと詳しくわかりませんが、例えば地元の方が受けた場合に、この農業塾を卒業というのか、受講生というのか、そういった人たちを組織をして、そういった交流をするとか、そういうようなことを含めて今後、取り組んでいく考えがあるのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

2点目と申しますか、この後継者の関係で農業塾ということではないのですが、一応、16日に子供議会が開催をされます。そのときに、子供たちの要望についてということであらかじめお話しをしていますが、当日、その声が出るのかわかりませんが、その中に農業をするにはどうしたらいいか、農業の勉強をしたいという声があります。これは小学校6年生ですが、子供たちのころからと、本町もいろいろな意味で副読本とかいろいろな形で農業に基幹産業である農業に対する理解を求めていると思いますが、そういう意味ではこういった要望が出てくるということは、子供たちの中にも一定程度、農業に対する理解があるということですから、将来的にこのときからそういった関心を持っていけば、将来的に後継者として育つのではないかというような思いを持っています。

それは、直接、農業をやっている家の子供たちだけではなくて、できれば新規就農が町内からも、農業者以外からも農業をしてみたいというようなことが出ればいいのではないかと思います。なかなかその辺は難しいかもしれませんが、その辺の子供含めた、そういう後継者づくりのためのあり方と申しますか、その辺のところをまず1点目お伺いしたいと思います。

2点目につきましては、今、町長の答弁にありましたように乳量についてはホクレンが仕切っているということですが、ただ短絡的に考えると今、今後の戸数の問題もいくと乳量が減っていくというのは、これはそういう可能性は十分にあるわけですが、本来、その明治乳業という会社が本別町で経営していくために、例えば本別町の乳量がこれ以上、これ以下になったら困るとかという、そういう目安というのはないのでしょうか、その辺のところ仕組みがわかりませんが、ちょっとどういうふうな受けとめていいかありますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

3点目でありますけれども、農産物の加工、付加価値を高めるということで、農業でいうと6次産業化ということが提唱されていまして、本別町でもそういったことで

努力をされている方もいます。

そういった方が道の駅の加工品に使用していただいているとかということがありますが、そういう意味では農業のそういう6次産業化の課題と、一方では今、町長もお話ししていましたように道の駅で生鮮野菜とか、あるいは本別町ならではの加工品を売ることによって、その道の駅へ来る人たちが引き続き交流人口として入ってくるといことになると思っています。

それぞれの道の駅を見れば、それぞれの道の駅で、特にそういった取り組みがされているわけでありまして、そういう意味ではまちおこしという立場からと、やはり農業の6次産業化という立場から、そういった連携をとりながらさらに今後、進めていくということについてどうなのかお伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきたいと思いますが、特に1番目の農業塾の部分でありますけれども、グループをつくってという提案でもありますし、そういう御質問でありますから、これは本当に私どももぜひそのことはせっかくこうして、まだそれでも始めたばかりですから、今回、第2回目ですから、ことしの閉校式のときには参加していただいた青年からは、非常にやはりいい取り組みをしてくれたと、ぜひこれも継続してほしいというのがありまして、またことしもやるのですが、その中でもできればいい時期に、時期というのはみんなが集まる時期に宿泊しながら、合宿みたいな宿泊しながらもいろいろな議論だとか交流ができたらいいなというようなお話しもありますから、そういうことも含めて非常に前向きに取り組もうと、いろいろな部分で、もちろん今その後継している農業はもちろんですが、また新しい分野にもということも、そういうきっかけづくりですから、そういう部分で非常に前向きなこの青年が受講していただいているという意味もありまして、それは税の納め方だとか、また企業の6次化のやり方、そしてまたそれぞれ経営の内容の把握だとか、いろいろな部分の気づきだとか、いろいろなジャンル含めて4回にわたって塾を開校するわけでありますけれども、その中でいつも申し上げますが、独自で小麦をつくる、また肉を売る、そして大きな産業としてこれからやってくるといことと、また新たな野菜に挑戦するとか、独自に今、自分で今まで本別ではなかった、加工して6次化までいきませんけれども、とにかくそこに向かって加工して、自分たちで夢を持ってそれを販売したいと、責任持ってということも含めて、非常に意欲的な青年らがふえてきているということも本当に心強いなと思っています。

そういう意味では、この農業塾の学んだ仲間が本当に自然的にそれぞれグループとか、連帯感持ちながらいろいろな交流しながら意見交換して、また情報交換して、それぞれが切磋琢磨して自分の夢や希望に向かって頑張っていく、そんな組織化とか、そういう体制ができればいいなというふうに思っていますので、そういう部分を積極的に我々かかわっていきなというふうに思っています。

次の、特に農業したいという子供たちの夢や希望だということですが、これはやはり周りの環境というの一番大きいと思うのです。農業は大変だ、大変だ、つらい、つらいばかり絶対言わないでねと言うのだけれども、これだけ本当は大変だけれども、でも大変でない仕事なんかありませんから、でも食料をつくったりして、このふり注ぐ太陽の中で、また厳しい風の中で、雨の中でも、こうして命を育てているのだと、命の産業をしっかりと自分がつくっているなどなど含めていくと、本当に無限の希望だとか可能性がある職業ですね。世界にはなくてはならない職業ですから、このことをぜひ全面的に、親の背中もそうですし、またこの経営の状況もそうですけれども、必ず希望を持って思いがあればそこを実現するのだということも含めて、我々がその背中を示す、そういう大人の環境も必要ですし、子供たち特にそういう学びの場というのは非常に少ないのです。でも、それが最近には特に農協青年部ですか、春からおこしたところに種を植えて、収穫までして、一連として小学校などなど含めて子供たちのそういう場を提供していただいたり、また多くの交流もやっていただいているところがあります。

もちろん、副読本だとか学校の授業もそうですが、そういう直接、農家の子供たちも自分たちの家庭でなかなか農業体験できないという、そういうような規模の農業になっていますけれども、それらも含めてやはり子供たちに多くの体験をしてもらう、そういう場もつくりながら、そういう子供たちの夢もかなえていかなければならないと思いますし、それがなければこの本別で育った意味がないわけですから、この文化も気候風土も、そして親の背中も、そして町の元気も含めて、しっかりと子供たちにその希望を持って農業をやりたいというような、そういう願いに向かって我々も環境条件整備に努力をしていかなければならないと思っています。

また、地元のまたこの乳量の目安はないのかというのは担当課長のほうから答弁させていただきます。特にまちおこしで6次化の部分などなど含めてですが、これはどこへ行っても農産物だとか、加工というのは一番かかっているのはJAなのです、本来は。行政が余りやっているというのはそんなにないのでけれども、でもどこでやるかは別にしても、これはしっかりと、生産現場を持っているのは、畑、圃場持っているのはやはり農業者の皆さんですから、ここがやはり元気になってくれないとなかなか物も提供できないということですから、これがしっかりと、そういう状況も含めて先ほどの農業塾でないですけれども一連としてやっていく。

ただ、今、一番心配されているのは幾らやってもTPP入ったら終わりだよという話になってしまうのです。でも、TPP入っても、例えば絶対入ってはならないのだけれども、入っても、やはりここをうちは頑張るぞと、おれたちは頑張っていくぞという、私たちもしっかりここで食料つくっていくよと、そういう町の中の意思統一とか、そういうやはり気概を持った、こういう町づくりをしていかなければならないというふうに私どもも思っているのです。

そのためには、規模拡大、規模拡大で今まできました。今は国が求めているように規模拡大して、強い農業をやっていけば何とかなる。強い農業やっていくといっても、2,000倍も1,500倍もあるようなオーストラリアやカナダやアメリカと競争しても勝てっこないのですから、でもそういうことでやるのではなくて、本当に日本ならではの、本別ならではの農業の体制。今、私どももいろいろな人たちとお話しさせていただきませんが、それは規模拡大していったけれども、しからば生活が楽になったのか、資本投下はどうかといったら、もうとんでもない金額の資本投下しながら、本当に大変な思いで、逆に忙しくなっている、畜産、酪農なんか本当に大型の牛舎を建てれば、4億なり3億の負担がそこでかかってしまう。それから機械なんか含めると、また数億円かかる。こんなことで、本当に一生働いてどうなるか、そういうことなど含めてありますが、ただそれは、そういう規模でやれる人と、また逆に家族、父さん、母さんで2人で十分にやっていける、そういう農業のあり方も含めて、やはりいろいろなことが集まって一つの地域社会ができていくということをもう一度、私たちもしっかりと足下から見直さなければならぬのではないかと思いますし、そのことを今、実践してくれている人たちの中にはたくさんいますから、そういう人たちもしっかりとスクラム組んで、そういう夢、先ほどの子供たちの夢もそこでつながると思うのです。本当に、若いときに、18、二十歳から何億も背中にしょって農業やれといっても、とってやれることはありませんから、そうではなくて、例えば笠原さんなんかよく言ってくれているのですが、千坪でやっていく農業だってあるのではないかと、こういうやり方、こういうやり方、技術含めても、そして土づくり含めても、そのようなことも含めて本当に負担がかからない、負担がかからない中で本当に希望を持ちながら、そしてそこでしっかりいい汗かいて生活が成り立つ、そういう農業だってしっかり本別なら絶対できるとなど含めたというような条件も含めて、しっかりと支援をさせていただきたいし、我々もその方向に向かって努力していきたいなというふうに思っています。

聞かれたことを十二分に答えたかどうかわかりませんが、一番心配しているのもTPPの問題もそうですが、そして私どもいつも申し上げますが畑作には北海道糖業、製糖があります。そして、この酪農、畜産の中では大きな明治乳業と、これは本当に恵まれたこれだけの条件が我が町にある。ただ、ここは農業者としても、農業組織団体としても、この工場を維持するためには我が町で作付は何ぼ最低限必要なのだと、そういう戦略目標をきちっと定めて、それは絶対にいろいろな手段含めても守っていくのだという強い決断がなかったらだめだと思うのです。それとこの乳量もそうです。ただ、今のところは、例えば乳量の枠がありますから、例えばどこかが搾乳をことはやめたと、ほかのほうに転嫁するといっても、そこは取り込んで何とかなってきた、そしてまた飼養頭数もふやしながらやってくれる農家もあつたから何とかなつた、でもこれからはそんなにそんなに大型化できるわけではないと思いますので、ですから

そうなるホクレンが取り仕切っているといいながらも、本家本元の地元の乳量が少なくなるようでは、これはやはり将来危ぶまれることもありますから、しっかりとこの気候のいい、そして一番牛が環境の中でストレスがたまらない、このすばらしいこの本別町の環境の中で育った、だからこそ明治乳業があるのだということを誇りに思いながら、それはここの本町の乳量はこの体細胞率含めても一番優秀な牛をこの本別町が幾ら提供できるのだということも目標として定めながら、その多くはこれは農業団体ともしっかり協力して努力していくためにも、それが農業、農家のためになるということも含めてしっかり取り組んでいきたいなというふうに思います。

私のほうからは以上です。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 高橋議員の明乳の原乳の処理の仕方といいましょうか、どういう仕組みになっているのだというようなことで、今、町長のほうからも答弁の中に大分入っていて重複するようなこともあろうかと思いますが、申しわけないですが、私のほうからも説明をさせていただきたいと思います。

本別から生産される牛乳は全ては生乳ではないといいましょうか、先ほどの町長の答弁からあったように、本別の牛乳の全量がホクレンで管理されているといいましょうか、調整をされています。

ということで、生乳が全て生乳であると価格が高いというわけなのですが、できれば価格の高い生乳で持っていただきたいのですが、そのような形にはなっていないというような形の中で、価格のコントロールといいましょうか、加工乳だとかチーズ用の牛乳だとか、いろいろな部分でコントロールがされております。

そのような中で、明乳といいましょうか、よつ葉もそうだと思うのですが、全てホクレンさんのほうで生乳は何トン、あなたの工場では何トン、加工乳には何トンというような形でコントロールされておりますので、本別で生産された牛乳がよその町、チーズ用に加工されるというようなこともございますし、そのようなことで乳量の部分はコントロールされているということと、あともう1点、JA本別が平成24年度に策定しています25年から27年の中期3カ年計画、これによりますと平成23年度には4万3,700トンあった乳量が平成27年度には4万2,170トン程度まで落ち込むというような試算をしております。

このようなことも試算されておりますし、本町といたしましては、といいましょうか関係機関との協議も必要だとは思いますが、やはり営農期間といいましょうか、畜産農家の方に搾っていただく期間を延ばすと、延命していくというような措置もこれからは検討していかなければならないなということで、今、本町の農業の振興計画の中でも議論されているところでもありますし、そのようなこともおいおい振興計画等ができ上がった段階では御報告できるものがあればまた報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

9番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

休憩宣告（午後 0時04分）

再開宣告（午後 1時30分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番黒山久男君。

4番（黒山久男君）〔登壇〕 議長のお許しを得ましたので、通告しております1問について質問をいたします。

町道舗装道路の整備についてでございます。

最近、舗装道路の起伏、いわゆるでこぼこが激しい箇所が多くあります。舗装、または補修されて年数もかなり経過している箇所が数多くありますので、抜本的な整備が必要と思われませんがどのように考えているかお伺いをしたいと思います。

本町の道路総延長は465.234キロメートルで、舗装されている道路は247.604キロメートルです。多くの路線は、昭和40年代から50年前半で建設されております。最近は起伏が激しくなっています。冬道の歩行や除雪に障がいがありますし、また大型車両通行時の振動も問題となっています。ところによっては地震が来たかと思うような箇所もあると聞いております。

また、最近舗装破損による車両事故も出ています。部分的な補修ではまた事故が起きると思われれます。抜本的な改良、整備が必要と思われれますので、以下についてお伺いいたします。

古い舗装道の具体的改良、整備計画がどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

2点目に、止水栓や下水道のマンホールの持ち上がり、へこみについてお伺いします。数年前にかなりの部分で改良工事をやっていますが、今もところどころに持ち上がりやへこみがあると思えます。このような現状をどのように捉え、対応していくのかお伺いしたいと思います。

3点目に舗装道路の除草対策でございます。国道や道道においても、歩道の除草回数が財政問題等で少なくなっています。町道舗装においても、除草がされずに草道となっている箇所も見受けられます。このような現状をまたどのように受けとめ、どう対策をしていくか、以上、3点についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 黒山議員の町道舗装道路の整備についての御質問の答弁をさせていただきますが、御質問にありますように昭和40年代から50年代にかけてかなりの舗装率を上げた本町の状況であります。それ以降、順次、新路線含

めて舗装率が高まってきておりますが、市街地区、また農村地区含めてそれぞれアンバランスはありますけれども、舗装が順次進んできていますけれども、年数がたってきているというのも事実でありますし、また御質問のようにそれぞれ年数がたって起伏が激しくなったり、また亀裂が入って、そこからまたその亀裂の幅が広がって凍結など含めて、またそれが車が通るたびに振動に、また微妙にこの振動ができるというのは当然、もう誰しもが経験するところではありますが、残念ながらこれは全体計画というのは実はないところでありまして、その路盤も含めて舗装を改良した時点で基準に合う路盤の改良のできているところと、現状そのまま用地がなく、そのかさ上げなんかするところがなくて、そのままの地盤で舗装をかけたところなどありまして、また特に本町はこの線路沿い含めて非常に白糠断層などなど含めて非常に軟弱な地盤というところでありまして、また山からの押水含めて非常に地盤が緩むと、そういうようなことありますから、特に私どもの住んでいる住宅なんかそうですけれども、道路が少しでも段差があったり、傷がついただけでも相当の振動がするところでありまして、ある程度、道路から離れた住宅のほうが振動幅が広いなんていうことがあるのですが、これの抜本的解消ということですが、なかなか現実としてはこの解消というのは非常に難しいというのが現実でありまして、それぞれ破損箇所の修理は順次進めていますけれども、抜本的改修は何カ所か進めてきていることは事実であります、全面的にはなかなかないというのがその現実だということもぜひ受けとめていただければなというふうに思っています。

特に最近では、銀河線の廃止に伴いながら踏切の改良含めて順次バリアフリー化などなど、本当に安心して通れる道づくりに向けてそれぞれの路線、努力させていただいていますが、特に市街地区はそのバリアフリーにあわせて歩道と車道の起伏や亀裂や、またこの凹凸含めて順次、補修をしていくという状況でありますから、これらの事業を含めて実施をさせていただいているところであります。

御案内のとおり、この平成20年度から22年度に向けては国の臨時交付金、これによっておかげさまでこの10年分という言われるほどの1億2,000万円程度の資財を投入しながら、この交付金の中での大規模な補修工事も行ってきていますし、順次、そういう面ではそれぞれパトロールを強化しながら、よりこの確認作業と、また段差の生じたところの随時補修作業を実施しているところであります。

また、2点目の止水栓や下水道のマンホールの持ち上がりの対策ですが、凍結が激しくなるとやはり道路と工作物の間に段差が生じるということですが、これもかなりの部分で除雪態勢などなどにも支障が来すということで、特にマンホールのどの段差の解消がかなりの部分で実施をしてきました。

特に、平成22年度からきめ細やかな臨時交付金の事業と下水道のマンホールの段差の解消を59カ所、補修事業で23年と24年の2カ年で12カ所、そのほか単独費でも毎年やっていますから、これは順次やっているのですが、これは私ども最初、

マンホールだけ飛び上がると思ったのですけれども、よく技術的に聞いてみると、マンホールは1メートル50も入っていますから、これは上下しないらしいです。その周辺の路盤が陥没したり、先ほど申し上げましたように路盤がきちっと基準というか、今のような改良がなされていないところはかなりありますので、どうしても路盤が下がっていくと、そういうことでマンホールの首が出ていくというような状況になりまして、これは本当に除雪車が引っかかるものですからかなり整備をさせていただいていますが、これは順次、道路の安全通行含めて支障のないようにしっかりと現場を確認しながら、積極的な段差の解消ということで努めていくということでありますので、これもそれぞれの事業を積極的に活用しながら今後、進めていきたいなというふうに思っています。

3点目に舗装道路の除草対策についてでありますけれども、住宅沿いの歩道につきましては、特に地域でまだ行っていただいているところもかなりありまして、非常に感謝をしているところであります。また逆に住宅等の張りついていない幹線道路の歩道については年に一、二回、特にお盆前だとか、秋の種の落ちる前だとか、かなり力を入れてやっているのですが、どうしてもこれだけの距離の中で手が回らないという部分もあるものですから、さらにまた地域の皆さんの御協力もいただきながら、道路の整備に努めていきたいと思っておりますし、また、時には除雪などもそうですが、人材センターの活用などを含めても御協力いただきながら順次進めているところであります。とにかくこれは町全体の道路の支障に交通安全のためにも枝が張り出すとか、草が長くなるというようなところが、気を配りながら、とにかく安全運行に支障のないようにしっかりと整備を進めていきたいなというふうに思っておりますが、今後ともこれらの道路関係の整備には相務めていくということにさせていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきながらよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 黒山久男君。

4番（黒山久男君） 再質問させていただきます。

今、具体的改良整備についてでございますけれども、全面的な抜本修理は難しいという答弁でございましたけれども、それは私もそのように感じております。

ただ、それを何年も繰り返していくという状況では今ないのではないかと考えています。

平成24年度の土木費は8億2,251万円、これは道路の改良や維持、公営住宅の建設管理ということであります。町道の補修工事予算は24年度決算で750万円、25年度の予算でも750万円でございます。750万円、それで何ができるのかと云ったら、予算ですから、それなりに執行してきているわけですが、やはり予算的に見ても抜本的に解決はなっていないかなと思っております。

ここを私は聞きたいわけでございます。ですから、今後、こういった問題がずっと

続いていくのかどうかということで、その辺について再度お聞きをしたいと思っております。

それから、止水栓やマンホールの持ち上がり等につきましては、数年前にもかなりやっていますので、ぜひ今後とも続けるということでございますので、やはりこれは通報体制というか見回り、これが重要になってくると思うので、その辺についてもよろしくお願ひしますけれども、再度、御答弁のほどをお願いいたします。

舗装道路の除草対策でございますけれども、これについて年1回か2回ということをやっていますけれども、草の伸びも早いですし、そうなりますとかなり歩道の意味がなくなってしまうような箇所も見受けられます。かなり草ぼうぼうで、そういったところをめり張りをつけながらやるべきだと思っておりますけれども再度、御答弁のほどお願いいたします。

議長（方川一郎君） 横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） まず、1点目の町道補修の関係でございますけれども、750万円、こういう部分は一定程度、毎年やっていく部分の中で当然、緊急度あるところから進めてきてございます。

ただ、この750万円よしんばもっと箇所数がどんどんふえ、危険な箇所がふえてきた場合は当然、補正だとかそういう部分で対応させていただきたいですし、それからもう一つは先ほど町長も申し上げていましたように、たまたま今現在、舗装の補修部分のみの国からの助成制度とかそういうものがないものですから、そういう部分をさぐりながら私ども動いております、例の交付金事業のときもそういう部分を利用していただいて、大々的にやってきたという経緯もございます。

そういう部分は、これからもそういうようなスタイルで進めたいですし、それから先ほど町長も申し上げたとおり路盤圧がない、基本的に1メートルという部分は約半分弱ぐらいの本別市街地の路盤圧が60センチ、70センチ程度しかないという部分もございいますので、これは将来的に、計画的にきちっと下から直していかなければいけないのかなというふうに捉えてございます。

それから、2点目の通報関係でございますけれども、それとマンホールとの通報、それから3番目の除草関係でございますけれども、自治会長さんたちの研修会等でもお願ひしまして道路に支障がある、そういう部分においては我々もパトロールやるのですけれども、なかなか目につかない部分がある場合もございいますので、もし気がついたら連絡いただきたいということをお願いして、そういう形の中で地域の方に御協力いただきながら、そういう支障ある部分については極力対応してきているような状況なものですから、それと同じく草の部分についてもどうしても御存じのように目の前の歩道の部分というのは大概近くの方がやっていただきます。ただ、住宅が張りついていない部分、そういう部分においてはなかなか、そういうふうな過程にならない部分がございますので、どうしてもその地域で対応できない部分ということがあれば、

我々もパトロールの中で発見してやりたいですし、またその辺も自治会のほうから連絡いただいた中で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（方川一郎君） 黒山久男君。

4番（黒山久男君） このことについて、事業所というか、そういった所にお尋ねをしてきました。

そうした中では、郵便局の配達さんに聞くとかなり傷んでいると、そして郵便配達するときにも平らだと思つて走行している間に、やはり舗装に段差があつて滑つて転んだと、そういうところが何カ所もあるということでございますし、またケアセンターの傷病介護や何かに携わっているケアマネジャーさんですか、そういった人の意見も聞いてきました。そうしますと、やはり患者さんというのですか、そういう障がい者を運んでいるところにも、かなり衝撃を受ける場所もあるということも聞いていますので、そういった方々の意見とか、そういう仕事に携わる人方の意見を聞くような組織づくりも必要ではないかなと思つていますが、その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

それから、具体的な抜本的修理ということにつきましてですが、今月に入って北海道新聞でも出ていますけれども、各市町村のそういう公共施設、それから道路、下水道、かなり古くなってその対応が各市町村で問題になっているという新聞記事がございます。

シリーズで道新は載っていました。本町もそういった意味ではそういう道路だけでなく、公共施設の問題、耐用年数30年以上たっているものもありますし、そういったものを今後どうしていくのかと、ただ財政が厳しいからといって補助金目当てを考へているのではなくて、やはり抜本的に今後、考へていく必要があるかと思ふのです。

そういった意味では、庁舎内でそういった検討委員会をつくるだとか、それから町民からそういった意見を聞き、マネジメントに生かしていくというような組織づくりも必要ではないかと思つていますが、その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 新聞に出た部分から先に答弁させていただきますけれども、公共施設で本別町で老朽化して困っているというのは余りないのではないかと思ひます。順次、交付金事業も含めて、また10割補助も含めてかなり改修してきましたし、介護基盤整備も含めてはほとんど新築、改築になりました。

役場庁舎、公民館、学校など含めた耐震化工事も全部終わりましたから、特に古くて使っていないのは、もう今は使用停止になっているところだけですから、この後そういう施設はないというふうに私も思つていますから、それでも年数たったからといって丈夫なところ、もちろん耐震やって丈夫なところもありますし、ただ本町で出

たのは橋の部分で、本当に逆にいうとおかげさまで本町は永久橋にしたというのは早いですから、すごく、年数がね。すると、昭和の30年代、40年代にかなり永久橋になりましたから、そういうものはもちろんあります。

それは、逆に新しい調査をして、長寿命化計画をつくって順次、その計画をつくることによって改修する補助金も含めて対応できるということですから、いち早く取り入れていますし、公営住宅の建てかえの長寿命化計画をちゃんと策定して、年次計画で栄町含めて、向陽町含めて今、建てかえしていますから、そういう意味では順次対応していますので、本町はあそこに書かれているようなことで古くて困っているのだというようなことは決してならないというふうに思っていますから、またそういうことがもしあれば、私どもも本当に大事なところですから、言ってみれば人命にもかかわるようなところもないとしないですから、そういうのはしっかり対応していくということでありますから、それはいち早く本町は取り組んでいるつもりでもありますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

橋の部分については、かなり何度も議会に報告させていただきましたけれども、調査が全部終わりましたから、相当数の三桁に及ぶだけの数があるところもありますので、それは常時、計画に沿ってこの改修、または整備していくということでありますけれども、ただ幸栄橋のように何か補助が途中でとまってしまうと、これはちょっと抜本的な改修ができませんけれども、あれらも含めてきちっと、老朽化したり斜径になっているようなところにはしっかりやってもらおうと、このようなことでもありますので、長寿命化計画も国の中で策定されておりますので、これらについては順次対応も可能かなというふうに思っています。

残りの部分についてはまた、担当のほうから答弁をさせていただきます。

議長（方川一郎君） 横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） まず、私ども自治会にもお願いしていますが、毎年、課長等会議で職員みんなに通勤だとか、帰りだとか、そういうのは当然あるわけですから、そういう中で気がついたところの報告という部分をもらうような態勢はつくっております。

ただ、今、黒山議員が言われた外部の郵便局だとか、そういう部分においては、そういうお話しはさせていただいておりませんので、そういう部分は今後、そういう組織的な部分というよりも、そういうところをお願いにまいりたいなというふうに考えております。

外部のほうでお願いしているところは、建設業協会、そういうところにいる現場行く最中にそういうところを見つけたら職員の方に建設課のほうに報告をいただけるようお願いはしているところでございますので、そういう中で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 黒山久男君。

4番（黒山久男君） 最後に1点だけ確認をしたいのですが、その道路の全面の改修、補修、そこら辺を含めて、今、町長のほうから答弁のありました長寿命化計画の中で検討をするということによろしいのでしょうか。

議長（方川一郎君） 横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 今はまだそこまでなっていない、今、ちょうど国がそういう新聞載っているからかもしれませんが、道路本体のほうのそういう長寿命化といえますか、ストックといえますか、そういう部分の動きが出てきております。でき得れば、そういうものが出てくることによって、私ども非常にやりやすい状況が出てくるものですから、その動きをきちっと見きわめて進んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

4番（黒山久男君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、5番小笠原良美君。

5番（小笠原良美君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、通告をしております1問について質問させていただきます。

鳥獣被害防止の具体策についてであります。エゾシカの急激な増加により農林被害が拡大しているほか、道路への飛び出しによる交通事故の発生なども多くなってきています。

また、本町においてはカラスによる被害も農村地域のみならず市街地でも近年、増加してきております。エゾシカについては防護柵や電牧器などを用いて畑への侵入を防いだり、わなや銃で捕獲、駆除が行われているところですが、北海道の農林被害は平成23年が64億900万円、24年が63億400万円、十勝全体では23年が8億6,400万円、24年が9億3,700万円、本別町においては23年が7,700万円、24年が5,700万円と大変、大きな被害額となっております。

この農林被害の抑制や道路、線路への飛び出しによって起こる事故を防ぐにはふえ過ぎたエゾシカの数を捕獲、駆除することによって減らしていくことが必要かと思えます。そこで以下、4点についてお伺いをしたいと思えます。

1点目に本別町鳥獣被害防止計画が定められていると思えますけれども、ホームページで21年に策定したものは見ることはできたのですが、最近の計画にはどんなふうに定められているのかをお尋ねするため、エゾシカの捕獲、それから駆除棟数、それからカラスの同じく捕獲、駆除数をどのくらいと定めているのかについてを伺いたいと思えます。

それから次に、本別町鳥獣被害対策実施隊設置規則が平成23年4月1日から施行されておりますが、運用の内容についてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、現在行われている捕獲、駆除後のエゾシカの処理法、これは現在は主

に埋設が中心、環境に特別な影響を与えないような形での処理ということになっているのですけれども、これは特に冬期間は難しいと考えられます。

そこで冬期間、狩猟期間中であっても、ハンターの方々によって捕獲、駆除されたエゾシカの死がい、残渣の処理を処理業者に委託するなど、町が対応することによって捕獲、駆除頭数がふえることにつながるのではないかと思います。この点について考え方を伺いたいと思います。

次に、捕獲、駆除したエゾシカの利活用についてでありますけれども、エゾシカの角は道の駅ステラほんべつで観光シーズンには大変よく売れているというふうにも聞いておりますし、一方、シカ皮を利用して加工品をつくってみたいという人が本別町にも若干ですがいると聞いております。シカ肉についても、最近、食肉として注目されてきておりますし、ペットなどのえさなどにも利用されていると思います。

捕獲したエゾシカをただ廃棄するだけではなく、資源として活用していこうとする動きはあちらこちらで出てきているところではあります。町内で捕獲、駆除したエゾシカの有効活用方法を模索するためにエゾシカ有効活用、仮称といいますか、勝手にこういうことはどうかなという思いなのですが、エゾシカ有効活用検討委員会のような会をつくって、それらについて考えていくことも一つとして考えられるのではないかと思います。そうすることによってそれが捕獲とか、駆除頭数の増加にもつながっていくのではないかなというふうに私自身は考えますので、町長の考え方について伺いたいと思います。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 小笠原議員の鳥獣被害防止の具体策についての御質問の答弁をさせていただきたいと思います。

これは本当に大変な鳥獣の有害の被害、鳥獣の被害ということで、特にシカの被害は御質問にありましたようにこれは災害に匹敵するぐらいの被害額が出ているということでありまして、北海道含めて本当に抜本的にこの頭数の管理ができるような対策を講じなければ応急手当だけではなかなか被害が収まらないということも含めて、かなりな議論をされているわけですが、先日も北海道議会の中で前向きにまた取り組んでいくということでありましたけれども、本町としましてもいち早くシカ柵などを含めて、本当に特に農産物を守る体制をとってきているところではあります。おかげさまで平成23年度に7,670万円という農産物の被害でありましたけれども、24年度は5,680万円とかなり、2,000万円もこの被害額を減らすことができたということで、大変これは平成22年度から導入しております補助事業、特に一番早く初めましたのは本別公園のかさ上げなどを含めて、かなり効果が出ているということと、さらにまたそれ以降も補助事業で個別圃場への金属の柵だとか電牧柵をまた継続をして、実施してきたこと、また農業被害額の減少などがこれに伴ってかなり徐々にありますが、少なくなつて効果があらわれているところであります。

また、このエゾシカの駆除の捕獲数ですけれども、この平成22年度には121頭、

23年度には114頭、24年度は144頭と駆除頭数も増加傾向にありまして、駆除の成果もかなり上がってきているところでありまして、これは有害の駆除を全面的に御協力いただいております猟友会の本別支部の御協力のたまものであるということでもありますし、改めて敬意等表して感謝申し上げているところでもあります。

1点目の鳥獣被害防止計画の捕獲数でありますけれども、町では平成21年度に本別町の鳥獣被害防止計画を策定して、平成24年度には平成24年から26年度を計画期間と定めた新たな被害の防止計画を見直し、策定をしているところでもあります。

その中で、対象鳥獣の捕獲計画を定めております年間ごとの捕獲数はエゾシカについては140頭、カラスについては30羽の捕獲を計画しているところでもあります。

2点目の鳥獣被害防止対策実施隊についてですけれども、町鳥獣被害防止対策実施隊は、法律に基づきまして平成23年度に被害防除対策の強化のために設置をされまして、現在、実施隊員は猟友会本別支部が先行していただいた有害鳥獣捕獲員、駆除員33名ですが、この方々に担っていただきまして、農林業の鳥獣被害防止のために活動をいただいているところでもあります。

実施隊員の報酬は無報酬でありますけれども、町が委託しております一斉駆除に対しましては、国の補助事業を利用して日当と車の借り上げ料をお支払いをしているところではあります。また、地方税であります狩猟税の減免措置、これは2分の1ですが、これも対象となりますし、また一般狩猟を行う狩猟者にとっては大きなメリットとなっているところだというふうに思っています。

また、3点目の駆除による有害鳥獣の処理の方法についてでありますけれども、一般狩猟期間以外の有害駆除によるシカの処理につきましては、冬期間以外は農業者の協力を得て処理をしているところではありますが、冬期間の有害駆除につきましては埋設ができないために捕獲したエゾシカにつきましては町職員と駆除員、これが銀河クリーンセンターに搬入をして焼却処分処理を行っているというのが現実であります。今後また新たな有効な処理の方法が見つかった場合については、順次、検討をしていきたいというふうに考えております。

4点目の有効活用を模索するためのエゾシカの有効活用検討委員会の設置についての御質問ですけれども、有害駆除で捕獲しましたエゾシカ肉の有効については過去に答弁をさせていただいておりますけれども、食品衛生法というのがありまして、これで定められた解体施設で処理された生肉を使うということが原則なのです、これがなければ処理するということになりませんので、これが定められているということがまず第一条件でありまして、そしてエゾシカ肉の加工品の開発、商品化というものについては非常に現実としてはなかなかハードルが高いのかなと思うのです。夏の駆除の肉というのは、これはとても加工してどうこうするというようなことにはなかなか難しいというような、そういう肉質でもありまして、さらにまた病気だとか、またウイルスだとかいろいろな検査を含めてあるということでもありますから、非常にそれ等含

めては冬期間の狩猟になると、やはり安定処理と安定頭数の商品化にする確保というのがありますから、これらの幾つかのハードルを越えなければならないものがありますけれども、これらをしっかりとクリアしなければなかなか商品化にならないということでもありますけれども、これも検討委員会の設置ということでもありますから、こういうような状況の中でも北海道が26年に、来年ですけれどもエゾシカ肉の対策条例、仮称でありますけれども制定を目指しているということでもありますので、これは制定後に有効活用促進の方針と具体的な施策が示されているというふうに私どもも期待をしておりますから、これは北海道等の連携含めて必要とあれば関係機関と連携した有効活用などの検討を進めるということでは、私どもも進めていく必要があるというふうに認識をしているところであります。

今後有害鳥獣でありますエゾシカの捕獲数に向けては猟友会本別支部の一層の御協力をいただきながら、農業者の方々にはそれぞれ処理に必要な御協力も要請をしながら、広域での連携も継続していきながら有害鳥獣駆除事業を推進してまいりたいというふうに思いますので、それぞれまた御協力、また町民の皆さん、農業者、そしてまた議員各位にも御協力いただきながら、これらの適正な頭数の確保、そしてまた被害防止に向けて最善の努力をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

5番（小笠原良美君） 再質問をさせていただきたいと思います。

ただいま町長のほうから1点目の捕獲計画のことにつきましては、24年度以降、26年度までですか、シカについては140頭、それからカラスについては30羽、そのほかの動物もあるのですけれども、あえて私は今回、ここに絞らせていただいておりますので、ここだけを伺ったわけですけれども、確かに私の町では年々捕獲していただいている猟友会の方々に御苦勞をいただきながら、ここに至っているわけですけれども、徐々に頭数がふえてはいるというのが現実にあるわけですけれども、しかしながら町長のほうから今、お話しがありましたように26年の道議会第1回の定例会の中では条例の制定も多分通るのだらうと思うのです。

そうしまして、いろいろ見てみますと北海道を上げてみんなでこの対策を講じていこう、最後の始末といいますか、ただ破棄するだけではなくて生き物ですから最後までいろいろなものに活用したり、命を粗末にすることなく資源として扱おうというところまでいろいろ盛り込まれて、そこへ向かっていくのだらうと思うのです。

それで、私はこのことについては再三質問をさせていただいておりますので、ちょっと猟友会の方々にされるとしつこいものだなというふうに思われるかもしれませんが、やはり町長のほうから被害額が23年から24年に向けて2,000万円ほど減っているというようなお示しもありまして、私もそれは重々承知はしております。

しかしながら、近隣が爆発的なのというか、すごいというか勢いで捕獲をしていると

というのは多分、皆さんも御存じのことだと。たまたまこのことを質問させていただきまますので少しわかる範囲で調べさせていただきました。陸別町は被害額が、これは24年実績といたしますか、24年度のことなのです。4,700万円被害額が、そしてシカの駆除が751頭、カラスについては229羽捕獲をしていると、それから足寄町さんについてはシカのことだけ以前に聞きましたのでお聞きしたのですが、1億2,000万円の被害で1,555頭の24年の捕獲だそうであります。それから浦幌については3,500万円の被害で1,032頭、カラスは433羽を捕獲していると、それから池田町さんでは被害が2,000万円で、450頭のシカ、それから1,000羽以上のカラスの捕獲をしているそうです。それから上士幌町さんでは2,000万円の被害額でシカを328頭捕獲している、それから芽室町さんでは6,800万円の被害でシカについては120頭、カラスについては388羽を24年度中に捕獲をしたというふうに伺っております。

猟友会の方々にいろいろ御苦勞をいただいているのですけれども、全体的にはやはり被害額が減ったとはいえ、やはり5,000万円以上、私はもっともっとあると思っているのです。その被害届けのあった金額が7,700万であったり、5,700万円だということで、出てきていない被害、私なんかは自分も被害に遭うほうですので、どういうふうに被害額を出していったいいのかという、牧草なんかですとどういうふうに計算するのが本当なのかなという悩みがあるのです。だから、本当のところはなかなかできてはいないのではないかなというふうに思っております。

それで、私が申し上げたいことは、1年については2,000万円下がったと、目標が多分、その被害額を抑えていこうといたしますか、削減するのは30パーセントぐらいに設定していると思うのです。それからいきますと、単年で見ると少し減ったのかなと思いますけれども、農業者の人たちの声は、かなりとっているというふうには聞くけれども、まだまだ畑に出てくるとい声がたくさんあるのです。

やはり決算のときにもお伺いをしたときには、答弁を町長初め答弁されている方のお話を伺っていきますと、猟友会との友好関係をやはり保ちたい、それは私もそのとおりだと思うのです。やはり猟友会の方々にお願いをするところが大きいので、そこはやはりしっかり持っていなければいけないと思うのです。

でも、一方ではその被害を受けている、農林被害を受けている方々もいるということをややはりしっかりと行政側では押さえて、しからばどうやって頭数を減らすことを進めていくのがいいかということにやはり立っていただかないと、近隣がどんどん捕獲しますので、多分カラスにしても、シカにしても、やはり本別に寄ってくると、言い方は変かもしれませんが、危険のないところに寄ってくると思うのです。そうすると、やはり被害を受けることが多くなるのではないかという懸念がされますので、そこらを踏まえて、そのことをどんなふうに捉えていかれるかということをまず1点目にお伺いしたいと思います。

それから、鳥獣被害対策実施隊設置によりまして、本別町では駆除を持たれている33名の方をお願いをしたということでしたけれども、これについては私自身も少し違うのではないかなというふうに思っておりましたので、伺ったところもあるのです。これは職員の方にお尋ねをしておりますので、お話しをさせていただいてもいいと思うのですが、陸別町さんではこの規則にのっとって、現在、駆除の資格を持たれている方の中から町が定める駆除実施日、例えば年間に5回とか7回とか町が何月の何日にやりたいとよという、定めている駆除実施日に出ることが可能で、希望する方を公募して、その人たちに主体になっていただきながら、ほかの猟友会のメンバーの方と一緒に駆除に当たると、その人たちが専任ということではないけれども、中心になって動いていただくというような形をとっているということをお聞きしました。

そして大体どのぐらいの人数を想定しているのですかとお聞きしましたら、実際、今うちの猟友会の中には29名の方が駆除を持っているのだそうです。それで10名ぐらいというふうに町では思っておりますけれども、実際には7名の方がみずから公募という形で手を挙げてこられて、その任を担っていただいているというふうにお聞きしました。

それともう1点は、これはこの規則とは全く関係ないのだろうと思うのですが、冬場に行く、陸別の場合、冬場に行く一斉駆除に当たる捕獲員という、また別に3名を冬場だけの臨時職員として雇用して駆除に当たっていただいているというふうにも伺いました。

それともう1カ所は、芽室町で4月から10月まで有害駆除捕獲員として陸別町と同じように町の臨時職員として捕獲に当たっていただくと、この方には朝夕、3時間ぐらいずつというふうにお聞きしたような気がするのですが、朝と夕方出ていただいて、そして見回ったり、それから駆除するという事に当たっていただくと。この方々は時給1,650円を支給しながら、その任についていただいていると。

それから、11月から3月までの間は月に2回から3回を駆除として、その期間は狩猟期間ですので、そういう形をとっておられるのだと思いますが、そういうことをやられているというふうにもお聞きしました。

それで、ここの場はこの場面で私が申し上げたいことは、猟友会の方々もいろいろ御都合があってもは出られないという方もいらっしゃるかと思うのです。ですから、猟友会の方の中からその程度だったら出られるよというような方から手を挙げていただいて、その役割を担っていただくということも一つの方法ではないかなというふうに思いますので、ここで述べさせていただきました。

それから、エゾシカの捕獲、駆除した後の処理方法ですね。冬場は十勝管内でも町村によって料金は少し違っているところがあるのですが、この浦幌を除いて、浦幌は狩猟の期間が本別や足寄、それから陸別なんかとは2カ月ぐらい違いますので、本別の場合は25年に限っていいますと10月26日から3月31日までが狩猟期間とい

うふうに定められて、この期間はほとんど地面が凍っているので、狩猟で捕獲された方もなかなか処理がしづらいのではないかなというふうに思うのです。

それで、猟友会の方に私は今回、こういうふうに質問させていただくことで猟友会の方とも少しお話しをさせていただきました。そうしますと、やはりそのことが結構大変だよというようなことで、とった後の始末が大変だよというようなお話しもされておりましたので、とっていただく方が大変とするところをやはり解消していかないと、なかなか頭数をとっていただくところにはつながっていかないのではないかなというふうに考えます。

先ほど町長のほうから答弁もありましたけれども、それらを踏まえてその穴を掘ることができない、埋設処理ができない期間だけでも、少しそのことを行政がやるというようなことも必要ではないかなというふうに考えるところがあります。

それにつきましては、これもちょっと少しお聞きをしたところだったのですが、浦幌につきましては先ほど言いましたように狩猟の期間が短くて冬の間に駆除の期間もありますので、そういう関係でやっているというお話しでしたが、冬場駆除された死がいや残渣を一定の場所に集めて、集めてというのはハンターの方がとられて、それを一定の場所、決められている場所があって、そこに箱のような大きなものを用意しておいてそこに入れてもらうと、その地権者の方にそれを管理していただくというか、見ていただくのだそうです。そして、その箱がいっぱいになったよというときに役場に通報して、処理業者、委託をしていますので処理業者に来て持って行っていただくというやり方をしているというふうには伺いました。それはやはり、ハンターの方にとってもそこらここらに廃棄してこなくてきちっと処理ができるということでは大変いいのではないかなというふうにお聞きしました。

それから、もう1カ所、池田町さんでも捕獲した、これは池田町さんが駆除したものです。狩猟駆除期間に捕獲されたものという意味だと思っておりますが、その狩猟期間はそれぞれの方で処理をしていただくということで、駆除期間に町が死がいや残渣を持ち込んでくる場所をつくってあるのだそうです。そこへ持ち込んでいただいて、そして処理業者、委託をしている処理業者に運搬をして処理していただくというやり方でやっているのだそうです。

ちなみに、こちらはキロ単価157円で年間450頭捕獲している中で、150から200頭ぐらいの丸々でなくて、残渣ということもありますので、目方にするとうんぐらいになると思います。その経費が大体150万から160万ぐらいだというふうにおっしゃっておられました。こういうような方法で処理をしているという、行政が負担をしながら処理をしているというようなところもあるということをお聞きしたいと思っております。

それから、4点目の検討委員会みたいなものをつくって処理をするというか、何か活用方法ということで、先ほど町長のほうから……

議長（方川一郎君） 小笠原議員に申し上げますけれども、もう少し簡潔に質問をお願いします。

5番（小笠原良美君） はい、わかりました。

そういうことですが、具体的なものを探るという意味で何かを、いきなり肉加工とか、皮製品にするとかではなくて、何かを探るというような形で、そういうものを立ち上げてはどうかということなのですが、その4点とも再質問させていただきますけれども、そういうことで答弁をお願いいたします。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 質問が多いといいましょうか、4点ぐらいありますので多分、答弁漏れがあると思いますが、答弁漏れがあったときには御指摘をお願いしたいというふうに考えております。

まず1点目に有害駆除の態勢を今後どのような対応をしていくのかというような御質問内容でよかったですでしょうか。

有害駆除につきましては、先ほど町長のほうからも答弁をしておりますが、猟友会のほうと全面的と申しましょうか、依頼をした中で御協力をいただいて実施をしていると、小笠原議員のほうから各町村の捕獲頭数などなど、被害金額も含めてお知らせいただいたわけなのですが、本町も先ほど答弁あったように、その金額でいいのか悪いのかといいましょうか、被害額に対して捕獲頭数が少ないのではないのかというような、多分、御指摘だったと思うのですが、先ほども申し上げたとおり猟友会に全面的に御協力をいただきながらやっている中で、その144頭という形の中で実績上がったということですので、その辺につきましては御理解をいただきたいというふうに考えております。

有害駆除の捕獲につきましては、何回か御質問をいただきながら答弁もさせていただいておりますが、やはり猟友会の力と、あと農業者の方のほうにもお話しをしてわたなの免許を取っていただいたり、捕獲に向けたいろいろな工夫をさせていただいておりますが、御指摘のとおり実績上がっていないというようなことなのかなというふうにも感じているところでございます。

そのようなことで、今後も捕獲に向けてはいろいろな手法をとりながら、まず捕獲頭数の増に向けていろいろな協議を猟友会も含め、関係機関等も含め実施していきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

次に、実施隊の部分でございますが、実施隊につきましては陸別は6名から7名というようなことでお知らせいただいたわけなのですが、うちは本町におきましては33名の方、この部分につきましては皆さん協力をしていただけたというような形の中で実施をしていると。

そしてまた、実施することによって先ほど町長の答弁にもあったようにいろいろなメリットもございますので、これは猟友会のメンバーといいましょうか、会員の方々

にも協力をしていただけるし、個人の免許の取得等々についてもメリットがあるのかなということで、その辺のメリットも考えていただきながら、今後も猟友会のシカの駆除を駆除員の皆さんには実施隊員として御活躍をいただきたいというふうに考えております。

捕獲したシカの処理の部分の御質問ですが、先ほど小笠原議員からもあったように、浦幌町と比較をしますと、浦幌町については10月の末から1月の末までが一般狩猟で狩猟ができると、本町につきましては10月の末から3月末日までということで、2カ月のちょっと差があるわけなのですが、一般狩猟につきましてはこれも鳥獣保護法の中で鳥獣保護法の保護基本指針という中で捕獲物については原則として持ち帰ることということで、一般のハンターの皆さんにはそのようなことをお願いをしているところでございます。

浦幌さんの部分につきましては、私どものほうでも知っている情報では一斉駆除、2月から3月に行われる一斉駆除については残滓ステーションというような形の中で、そこに投げ込んでいただいて処理をしているというような話を聞いております。委託料について45万か50万程度というようなお話しも聞いております。ということで、私たちも冬期間、一般狩猟期間中も4回ほど一斉駆除を行っております。そのときには先ほど町長からも答弁があったとおり、職員と捕獲員の皆さんと協力して、頭数が多ければ捕獲員の皆さんにもお手回りといいたいまいしょうか、手数料をかけるわけなのですが、頭数が少なければ職員の中で銀河クリーンセンターのほうに搬入をして、焼却処分をしているところでございます。

今後も先ほど町長の答弁の中にあつたように、もし新たな処理方法といいたいまいしょうか、道内では微生物を利用した処理方法等も検討されているということでございますので、仮にそのような処理方法が開発といいたいまいしょうか、された中ではそのようなことも検討していかなければならないのかなと。

またもう1点は、銀河クリーンセンターの焼却炉も、これも何回か答弁しているのですが、1日の処理量が少ないというような形の中で、先ほど小笠原議員がお知らせいただいたような業者に、業者といいたいまいしょうか、そういう処理業者の利用も今後考えていくことが捕獲の増につながるのかなというふうに考えておりますので、その辺も今後、研究、検討させていただきたいというふうに考えております。

多分、答弁漏れあつたと思うのですが。

最後の4点目の検討委員会の設置の部分でございますが、具体的に探るためにも検討委員会の設置が必要ではないかという御提案をいただきましたが、本別町では有害鳥獣被害防止対策協議会、これは平成23年度から立ち上げている協議会でございますが、この協議会の中には関係町村、行政、農協、あと関係機関、農業者の方のシカ柵の組合、シカ柵を設置されていない農業者の方の代表者の方等々でそのような協議会を設置してございます。

そのような中で、今、小笠原議員から提案されたことも提案しながら、必要があればという言い方はちょっとおかしいですが、そのようなこともその協議会の中で議案といいたいでしょうか、問いかけをしてみたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

5番（小笠原良美君） 答弁はごもっともなところもあるのですが、先ほども申し上げましたように、実際に被害に遭われている農業者、林業関係の方もいるわけです。その方々からしてみますと、やはりもう少し協力的に駆除を進めていただけないかなというような御意見が多いのです。

それで、今の課長の答弁ですと、なるべく関係をうまく保ちながらやっていくのだよということとは同じだと思うのです。それは、私も別に転嫁するようなこともないですし、やはりお願いするということをお願いしていかねばなりませんので、それでももう少し前進をさせていただけるような、行政としてお願いという形になるのかよくわかりませんが、そういう訴えもあるということをやはり伝えながら改善していただけるような方向に向けていただきたいと思います。

一つ、これは春先に新聞に載ったのですけれども、道が緊急的に3年間で駆除を進めていくということで、道が1頭当たり8,000円、シカの駆除に対して8,000円のお金をつけますという、今までついているもののほかに重ねてつけるということが新聞に載りました。

それで、一般の方からあくまでもこれはとってくれたハンターの方につけるという意味合いのものだろうと、そうするとそれがやはりとってくださった方に行くようなシステムをきちっと構築していくことも大切なのではないかなというようなお電話も来たりしておりますので、そこらも難しいとは思いますがひとつそれに向けて行政側からもそのことについてもできるだけ御理解をいただけるような猟友会の方々に御理解をいただけるような取り組みをしていただけたらというふうに思います。

それから、2番目の鳥獣被害対策実施隊のことですが、私としてはできればそういうふうにして専門的にやっていただけるような方をお願いするというのも全体の方に負担をかけることなく進められるのではないかなというふうに思いますので、それらについても猟友会の方々と少し折衝していただけたらなというふうに思います。

それから3番目の趣味で、狩猟期間中に趣味で行った場合はとられた方の責任で片付けるというのは、そのとおりだと思うのです。それは、今のようにある意味、駆除していただくことも絡んでの狩猟ということにも少し考えられるところがありますので、それはもう少し検討する余地がないのか、それからこれは単に一自治体ではなかなか難しいところもありますので、道がこの捕獲をより進めていくと、年間に14万6,000頭ぐらいずつ捕獲をしていくのだというようなことも言っておりますので、それらも含めて要請していくということも猟友会の方々に御苦勞をかけないで済むと

いうところにつながるのではないかなと思います。そこら辺のところ、どんなふうに思うのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、4点目については長い名称でしたので省略させていただいて協議会、協議会の中でそういう検討をしていただく、あるいは先ほど申し上げましたように趣味でシカ皮の加工をやってみたいというような方もいらっしゃるやに聞いておりますので、一般の方々にも加わっていただいて、考えていくというのも一つの方法かと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 1点目の名称ではなく、今、国の施策の中で、3カ年で緊急的な部分ということでシカ1頭当たり8,000円の奨励金といいたいまいしょうか、交付金が出ている事業の部分につきましては、先日の24年度の決算特別委員会の中でも御質問いただきながら、何とか答弁しているところなのですが、私どもも猟友会のその辺の部分については小笠原議員も十二分に理解をしていただいた御質問というふうに捉えてはいるのですが、またその後も猟友会の支部長さんにはいろいろお話しもした経過がありますが、今後もその運営の仕方についても、私どもがこうしなさいということにはできませんが、そのような声がたくさん上がっていますよというようなことで、要請をするような形の中でお話しをさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

2点目の実施隊員の部分ですが、臨時職員等々でという身分の中で活動していただいたらどうだという御提案でございますが、その部分も今33名、先ほどから言っていますように33名の方に実施隊員として活動いただいております。ちょっと言い方が変なのかもしれませんが、リタイヤをした方といいたいまいしょうか、会社を卒業されたといいたいまいしょうか、退職をされた方も何名かいますし、緊急的な部分についてはその方たちに電話をすればほとんど対応していただけるのかなというふうに思っていますので、それ以外の緊急性のある部分等々が考えられるのであれば、またその辺も検討をしていかなければならないなというふうに考えております。

残滓ステーションに対する部分でございますが、この部分につきましては広域でこの事業を実施しなければならないというようなこともありますので、やはり広域で何かできるようなことということで、これも何回か答弁をさせていただいて、町長のほうからも答弁をさせていただいておりますが、焼却施設等々の新設等、また運営等について北海道のほうに要請をしているというような状況でございますので、引き続き北海道のほうにはこのようなことを要請をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、ステーションの部分につきましては浦幌町のような形にちょっとなるかならないかわからないですが、できるできないは別に、ちょっと猟友会の方々とそういうことが置くことが適当なのかというような話も、相談をさせていただきたいというふ

うに考えております。よろしくお願いたします。

あと協議会で有効活用の部分でございますが、協議会の中で検討することもいいけれど、ほかに個人でやりたいという方もいるよというようなお話しでございますので、そのような方がいればそういう情報も教えていただきながら、そういう方にはシカ皮といいましょうか、皮の輸出先だとか、そのような情報があれば、私どもが持っている提供していきながら有効活用に向けて個人での活動もしていただくということも大切なのかなというふうに考えております。

あと1点ですが、総体といいましょうか、これは町長のほうから本当は答弁があるのかなと思うのですが、道の町村会のほうから国に各種の部分で要請をしている部分がございます。そのような部分がございますので、町村会、北海道というような形の大きなくくりの中でシカ等野生鳥獣の農林業被害対策の推進についてということで要請をしておりますので、その部分についても御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

5番（小笠原良美君） 終わります。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時42分）

平成 25 年本別町議会第 4 回定例会会議録（第 3 号）

平成 25 年 12 月 11 日（水曜日） 午前 10 時 00 分開議

議事日程

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | | 広報広聴常任委員の選任について |
| 日程第 2 | 議案第 74 号 | 平成 25 年度本別町一般会計補正予算（第 11 回）
について |
| 日程第 3 | 議案第 75 号 | 平成 25 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 回）について |
| 日程第 4 | 議案第 76 号 | 平成 25 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算
（第 4 回）について |
| 日程第 5 | 議案第 77 号 | 平成 25 年度本別町介護サービス事業特別会計補正
予算（第 3 回）について |
| 日程第 6 | 議案第 78 号 | 平成 25 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第
2 回）について |
| 日程第 7 | 議案第 79 号 | 平成 25 年度本別町公共下水道特別会計補正予算
（第 2 回）について |
| 日程第 8 | 議案第 80 号 | 平成 25 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）
について |
| 日程第 9 | 議案第 81 号 | 平成 25 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正
予算（第 2 回）について |
| 日程第 10 | 議案第 82 号 | 本別町税条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 83 号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 84 号 | 本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ
いて |
| 日程第 13 | 議案第 85 号 | 本別町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 86 号 | 本別町立学校設置条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 87 号 | 本別町使用料条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 88 号 | 本別町敬老祝金条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 意見書案第 13 号 | 道州制導入に反対する意見書 |
| 日程第 18 | 意見書案第 14 号 | 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求め
る意見書 |
| 日程第 19 | 意見書案第 15 号 | 2014 年度地方財政の確立を求める意見書 |
| 日程第 20 | 意見書案第 16 号 | 高規格幹線道路整備促進に関する意見書 |
| 日程第 21 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（総務常任委員会、産業厚生常任委員会、 |

日程第 2 2

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

(閉会中の継続審査申出書)

会議に付した事件

- 日程第 1 広報広聴常任委員の選任について
- 日程第 2 議案第 7 4 号 平成 2 5 年度本別町一般会計補正予算(第 1 1 回)について
- 日程第 3 議案第 7 5 号 平成 2 5 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 4 議案第 7 6 号 平成 2 5 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)について
- 日程第 5 議案第 7 7 号 平成 2 5 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 6 議案第 7 8 号 平成 2 5 年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 7 議案第 7 9 号 平成 2 5 年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 8 議案第 8 0 号 平成 2 5 年度本別町水道事業会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 9 議案第 8 1 号 平成 2 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 1 0 議案第 8 2 号 本別町税条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 8 3 号 本別町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 8 4 号 本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 8 5 号 本別町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 8 6 号 本別町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 8 7 号 本別町使用料条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 8 8 号 本別町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第 1 7 意見書案第 1 3 号 道州制導入に反対する意見書
- 日程第 1 8 意見書案第 1 4 号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書
- 日程第 1 9 意見書案第 1 5 号 2 0 1 4 年度地方財政の確立を求める意見書
- 日程第 2 0 意見書案第 1 6 号 高規格幹線道路整備促進に関する意見書
- 日程第 2 1 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、
広報広聴常任委員会)

日程第 2 2

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

(閉会中の継続審査申出書)

出席議員 (11 名)

議長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	林 武 君
	2 番	山 西 二 三 夫 君		3 番	戸 田 徹 君
	4 番	黒 山 久 男 君		5 番	小 笠 原 良 美 君
	6 番	山 田 鶴 雄 君		7 番	方 川 英 一 君
	8 番	笠 原 求 君		9 番	高 橋 利 勝 君
	1 0 番	阿 保 静 夫 君			

欠席議員 (0 名)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	黒 田 匡 君	総 務 課 長	大 和 田 収 君
農 林 課 長	工 藤 朗 君	保 健 福 祉 課 長	吉 井 勝 彦 君
住 民 課 長	千 葉 輝 男 君	建 設 水 道 課 長	横 田 仁 志 君
企 画 振 興 課 長	川 本 秀 二 君	老 人 ホ ー ム 所 長	井 上 松 子 君
国 保 病 院 事 務 長	毛 利 俊 夫 君	建 設 水 道 課 長 補 佐	能 祖 豊 君
総 務 課 長 補 佐	大 橋 堅 次 君	教 育 委 員 長	水 谷 令 子 君
教 育 長	中 野 博 文 君	教 育 次 長	竹 田 稔 君
社 会 教 育 課 長	安 藤 修 一 君	農 委 事 務 局 長	山 本 光 明 君
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君	選 管 事 務 局 長	大 和 田 収 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	鷲 巢 正 樹 君	総 務 担 当 主 査	松 本 恵 君
総 務 担 当 主 任	塚 谷 直 人 君		

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 広報広聴常任委員の選任について

議長（方川一郎君） 日程第 1 広報広聴常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第 2 条第 3 項の規定によって広報広聴常任委員に、阿保静夫君、黒山久男君、林武君、笠原求君、戸田徹君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました広報広聴常任委員についての任期は、本別町議会委員会条例第 7 条第 5 項の規定によって、平成 26 年 1 月 1 日からと期限をつけることといたします。

日程第 2 議案第 74 号

議長（方川一郎君） 日程第 2 議案第 74 号平成 25 年度本別町一般会計補正予算（第 11 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第 74 号平成 25 年度本別町一般会計補正予算（第 11 回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整、地域政策総合補助金による福祉灯油事業、消防緊急無線デジタル化事業の追加、道路新設改良事業に伴う補正、基金積立て、執行済み事務事業に係る計数整理が主な内容であります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4,015 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 6,262 万 7,000 円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、補正の主なものについて説明をさせていただきます。

13 ページ、14 ページをお開きください。

まず、2、歳出でございますが各科目にわたります、2 節給料 3 節職員手当等 4 節共済費の人件費については、41 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説

明は省略させていただきます。

1 款 1 項 1 目 議会費 1 節 報酬 1 3 1 万 5,000 円の補正は、広報広聴常任委員会の設置による委員長報酬の増、議員辞職による減額であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 4 節 共済費 1,550 万 1,000 円の補正は、共済費の追加費用率が 10.2 パーセント引き下げによるものであります。

次に、15 ページ、16 ページ。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 10 目 電算事務処理費 1 8 節 備品購入費 住基ネットワークシステム機器 396 万 9,000 円の増額は、住基ネットワークシステム機器について、設置後 5 年が経過し来年度更新を迎えますが、端末機のサポートが来年 4 月で切れるため、サーバーと端末機を同時に更新することにより経費削減が図られるため購入するものであります。

下段の 13 目 情報通信費 1 1 節 需用費 172 万 6,000 円の増額は、電柱移設に伴います光ケーブル移転件数の増加によるものです。

次の一番下から次の 18 ページ一番上、14 目 基金費 2 5 節 積立金、公共施設等整備基金積立金 2 億円の補正は、地域の元気臨時交付金を平成 26 年度の単独事業の財源に充てることを目的として積み立てるものであります。

なお、公共施設等整備基金は、25 年度末で 3 億 2,595 万 7,000 円となる見込みであります。

次の 19 目 諸費 1 9 節 負担金補助及び交付金 街路灯維持費 交付金 393 万 2,000 円の減額は、街路灯の LED 化等に伴う電気料の減によるものであります。

飛んで、23、24 ページをお開きください。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費 2 0 節 扶助費 本別町福祉灯油事業 260 万円の増額は、灯油価格高騰により深刻な影響を受けている町民の生活を支援する本別町福祉灯油事業として助成するもので、対象世帯につきましては、所得要件では市町村民税の非課税であり、1人世帯は収入額の合計が 80 万円以下、2人以上の世帯の場合は、1人世帯の 80 万円以下に、世帯 1 人当たり 40 万円を加算した額以下であること及び生活保護世帯としており、対象者は 250 世帯を見込んでいます。支給額は、1世帯当たり 100 リットルの灯油引き換え券を支給することとしております。

下の 28 節 繰出金中、健康管理センター事業分、健康管理事業分 324 万 6,000 円の増額は、補助事業実施に伴う会計間の人件費の組み替えによる調整であります。

下の 2 項 老人福祉費 1 目 老人福祉総務費 1 3 節 委託料 440 万円の増額は、安心生活創造事業が当初の協議のとおり補助金確保により、福祉協議会への事務委託費を増額し、さらに第 6 期 銀河福祉タウン計画策定に伴う高齢者実態調査を実施するものであります。

次の 25、26 ページ。

3 目 介護保険費 2 8 節 繰出金 298 万 4,000 円の増額は、介護給付費及び人事異動

などの人件費の調整、決算見込みによる補正が主なものであります。

一番下の4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、次の27、28ページ。

13節委託料85万3,000円の増額は、予防接種者の増加によるものであります。

次の段、2項清掃費2目塵芥処理費12節役務費848万4,000円の増額は、PCB廃棄物処理に伴う事業で、本年度中に処理することにより消費税の改定分の軽減が図られるため実施するものであります。

一番下の4項病院費1目病院公営企業費19節負担金補助及び交付金6,000万円の増額は、病院事業会計繰入基準に基づき、救急医療の確保に要する経費として繰り出すものであります。

次の29、30ページ。

5款労働費1項1目労働諸費13節委託料52万円の増額は、季節労働者雇用対策として解体物件の1棟の増及び労務費単価の増によるものであります。

飛びまして33、34ページ

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費13節委託料1,050万円、15節工事請負費1,896万円、17節公有財産購入費140万円、22節補償補てん及び賠償金852万3,000円の減額は、地方道路整備事業の事業費の確定によるもので、別添予算説明資料の1ページをお開きください。

右側の事業種別ですが、町道美蘭別活込横断道路補正前事業費1,000万円、道路改良延長30メートルを補正後事業費3,750万円、145メートルに、町道東中西中間道路、補正前事業費6,000万円、道路改良延長200メートルを補正後事業費1,000万円、舗装延長60メートルに変更し、調査設計委託費、用地買収及び補償は、次年度以降に繰り延べをしております。

町道山手朝日線通り、補正前事業費5,000万円、道路改良延長200メートルを補正後事業費3,330万3,000円、延長169メートルに、町道南1丁目3号通り、補正前事業費2,404万4,000円を補正後事業費2,385万8,000円に減額するもので、左側の事業費、補正額3,976万1,000円の減額、財源内訳は、国庫支出金2,560万円、地方債1,410万円、一般財源6万1,000円の減額であります。

以下、この資料での説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、34ページをお願いいたします。

4目橋りょう維持費13節委託料450万1,000円の減額は、事業費の確定によるもの。

次の15節工事請負費150万1,000円の補正は、勇足東3号橋橋りょう補修工事で、大雨による橋りょうの損傷拡大によるものであります。

次の35、36ページ。

中ほどにあります9款1項消防費1目消防事務処理費19節負担金補助及び交付金中、池北三町行政事務組合本別分7,084万4,000円の増額は、消防緊急無線デジタル

化に伴う本町工事分7,254万2,000円、人件費の調整分及び執行残によるもの
あります。

なお、本町工事分7,254万2,000円は平成26年度に繰り越しとなります。
飛んで39、40ページをお願いいたします。

10款教育費6項保健体育費2目スポーツ振興費19節負担金補助及び交付金21万
8,000円の増額は、児童、生徒の全道、全国への大会参加出場の見込みによるもの
あります。

次の4目学校給食費13節委託料電気保安業務7万2,000円の増額は、学校給食セ
ンター改築に伴うものであります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。

7ページ、8ページにお戻りください。

13款使用料及び手数料1項使用料6目土木使用料2節都市計画使用料110万4,
000円の増額は、本別公園ゴーカート及びボート利用の増加によるものであります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金3億3,7
34万5,000円の増額は、地域の元気臨時交付金の追加配分の確定によるものであり
ます。

次の2目民生費国庫補助金2節老人福祉費補助金1,160万円の補正は、安心生活創
造事業が国から北海道実施による予算の組み替えを行うことにより減額するものであり
ます。

次の4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金2,755万円の減額は、歳出で
説明しました事業費の確定によるものであります。

その下の15款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金1節社会福祉費補助金50
万円の増額は、北海道の地域政策総合補助金を活用し、福祉灯油事業に対して限度額1
00万円の2分の1が補助されるものであります。

次の9ページ、10ページ。

一番上の2節老人福祉費補助金1,600万円の増額は、先ほど国庫支出金で説明しま
したが、安心生活創造事業補助金を道事業で実施するものであります。

3段下の19款1項1目繰越金1節前年度繰越金5,275万2,000円の増額は、
平成24年度の繰越金確定による補正で、繰越金総額は8,775万2,000円となり
ます。

次の11ページ、12ページ。

21款1項町債3目土木債1節道路橋りょう債4,100万円の減額、次の4目1節消
防債7,180万円の増額、及び5目1節教育債1億6,800万円の減額は、いずれも
事業費の確定によるものでございます。

以上で歳入を終わりました、次に5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費であります、9款消防費1項消防費池北三町行政事務組合負担

金消防救急デジタル無線整備事業7,254万2,000円は、歳出で説明いたしました本町工事分に係るもので、年度内では施工期間が確保できないため、翌年度に繰り越すものであります。

つづきまして第3表、地方債補正であります。1、追加。これは、消防救急デジタル無線整備事業に伴うもので、起債の目的、緊急防災・減災事業債限度額7,390万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

2、変更。

これは、事業量、事業費の変更等により限度額を変更する内容であります。

起債の目的。

過疎対策事業、限度額5億5,540万円を3億7,120万円に。

次のページ。

公共事業等、限度額7,770万円を7,670万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

3、廃止。

起債の目的。

一般単独事業債、限度額2,590万円、これは、地域の元気臨時交付金の対象事業としたため借入をやめるものでございます。

以上、平成25年度一般会計補正予算(第11回)の説明とさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出及び繰越明許費、地方債補正一括とします。

小笠原良美君。

5番(小笠原良美君) 28ページ4款12節の役務費の中で、廃棄物処理ということでしたけれども、この中身をもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

議長(方川一郎君) 答弁、千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) お答えいたします。

廃棄物処理費の中の役務費848万4,000円ですが、これは主に公共施設で出た安定器ですとかコンデンサー、この安定器ですとかコンデンサーの中には、かなり有毒な物質が含まれておりまして、現在、旧清掃センターにおいて、指定容器に入れて、ドラム缶みたいなものですが305.7キログラム分を保管しております。

先ほども総務課長が申しましたけども、新年度処理しますと3パーセント分上乘せになりますので、今回、補正であげさせていただきました。

内容的には、処理する場所は室蘭市の日本環境安全事業株式会社JESCOというところですが、ここが関東甲信越、東北、北海道分も一括処理していきまして、北海道で処理できるのは、ここ1カ所となっております。これまで、ここでも大型の部分しか処理できなかったのですが、ことしの9月から家庭用ですとか、そういう小さいものも処理

できるようになりまして、このたび、消費税の絡みもあって予算計上をしたものです。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今の関連なのですが、PCBについては今、答弁のように危険なものということで、今回、来年消費税が上がるから処理をするということですが、今回のこの処理をもってこのPCBの廃棄物の処理分はすべてなくなるのかどうかということと、そうではなくて、たまたま今まで保管してあるものが来年消費税上がるから補正予算で早めにやるということなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） お答えいたします。

先ほどの、かなり有毒なものがあるということで、これは昭和43年にカネミ油症事件という大きなものがあったのですが、この毒性の強いものを取り入れるという体で支障が出るということで、今保管している部分については、昔の使用の部分を保管していきまして、これを処理することによってすべて処分できるという形になっております。

今後につきましては、これらの毒性の強いものについては使用されておりませんので出てこないと思います。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

黒山久男君。

4番（黒山久男君） 8ページの関係なのですが、13款本別公園ゴーカート、それからボートの使用なのですが、非常に売り上げが上がっているという状況でございます。こういった中で、これは委託行為でやっているのですが、これの委託契約の見直しだとか、途中でできなかったのか、それとも26年度予算の中で検討するのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいのですが。

聞くところによりますと、委託契約の中でガソリン代が、これだけの売り上げを出すとすれば、交通安全協会ですか、そちらのほうからガソリン代が出ているということで、何か話しを聞くと、逆に、これだけ収入を上げるためにガソリンをかなりたいているので、そちらのほうから持ち出しをしているという関係を聞いたことがあるのですが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 確かに、これだけ台数、昨年から見ましても1.5倍以上になってございますので、修繕だとか燃料だとか、それだとか特に大変なのは、人数がふえることによって2人体制の日数がふえるということで、そういう部分は、交通安全協会のほうともお話しさせていただきまして、新年度のほうで、そういう部分、整理させていただくということで話を進めてございます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかに。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 2点ありますけど、まず18ページの諸費の中の19節負担金補助交付金ですが、LEDの関係で、自治会街路灯の維持費が390万何某減ったということなのですけども、全体として、このLED化で例年に比べて電気料の減になったというのは大体どれくらいの割合か、わかれば伺いたいと思います。

それから、24ページの社会福祉総務費中の扶助費の関係で、福祉灯油の説明がありました。内容的には、これまでの内容と同じなのかどうなのかを一つ確認したいということと、想定250世帯、以前の世帯数もこれくらいだったのかどうなのか、その辺どの程度の違いというか、同じなのかというところを確認したいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 街路灯の経費の削減分についての御説明をしたいと思います。

街路灯のLED化につきましては、5年計画で、街路灯をすべて今年度で終了しております。

平成20年度、導入する前と24年度の実績の比較をさせていただきますと、大体51.83パーセント、半分近くLED化によって電気料が減額となっております。以上です。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 福祉灯油の関係について、お答えをさせていただきます。

内容ですけども、対象要件等の内容につきましては、ことし2月実施したものとまったく同じであります。あと、世帯数の把握ですけども、ことし2月のときには442世帯を見込んでおりました。これは、非課税の収入である遺族年金等がこちらのほうでは把握できませんので、高齢者等の情報をもとに対象者、最大限の予算措置しましたけども、結果的に遺族年金ですとか障がい者年金の受給されている方が予想以上に多かったということで、残額が多く残る状態がありましたので、今回は、これまでの実績を踏まえながら対象漏れのないように予算計上をしたところであります。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

山田鶴雄君。

6番（山田鶴雄君） 24ページの福祉灯油の関係ですけど、近年、公営住宅でオール電化になっている住宅がふえてきていますけど、そういう中に、先ほど基準のお話しがございましたけど、対象者がいるのかどうか。今回の助成は、灯油だけでございますので、もしそういう部分の調査があればお聞きして電気料の、オール電化の人にも対象者がいれば支給する人があるかと思いますが、どのようになっているかお伺いしたい。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをします。

オール電化の場合につきましては、灯油を使用されていなければ対象にはなっており

ません。以上です。

議長（方川一郎君） 山田鶴雄君。

6番（山田鶴雄君） 実態は、そのように以前もなっているわけですけど、実際、電気料もかなり値上げして、オール電化の家庭も一般家庭よりも値上がりが高いというふうに聞いていますので、今回は予算されていないようですけど、やはり今後検討をして、そういう人がもしいるとしたら対象者に含むべきというふうに考えますけど、お答えをいただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 少し中身を勉強させていただいて、今後検討をしたいと思います。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第74号平成25年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号平成25年度本別町一般会計補正予算（第11回）については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第75号

議長（方川一郎君） 日程第3 議案第75号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第75号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,060万3,000円とする内容でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

今回の補正は、事業執行による係数整理が主なものでありまして、その他の事由によるものについて項目ごとに御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費9節旅費1万2,000円の増額は、当初予定しておりませんでした会議が札幌市で開催されたため増額するものでございます。

その下の2項徴税費1目賦課徴収費19節負担金補助及び交付金6万1,000円の増額は、十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構運営費負担金で、町税分と国保税分の配分が決まったため、今回、一般会計との間の調整ですけれども国保会計で増額いたしました。本年度4名分66件256万1,790円分を滞納整理機構のほうにお願いしております。

8款保健事業費3項健康管理センター事業費1目施設管理費11節需用費34万2,000円の増額は、重油及び電気料の単価アップによるもので、A重油29万5,000円、電気料4万7,000円を増額するものです。

次の2目健康管理事業費2節給料187万9,000円、3節職員手当等147万5,000円、4節共済費58万5,000円、19節負担金補助及び交付金2,000円の増額は、先ほど一般会計でもありましたが、一般会計との間の人件費の調整で補助事業に計上してありました保健師が産休に入ったため、一般会計で計上している保健師分給与との間で組み替えを行ったものでございます。同じ目内の7節賃金69万5,000円の減額は、保健師1名が産休に入ったため代替えのパート保健師を公募いたしました。応募がなかったためこのたび減額するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金23節償還金利息及び割引料20万円の増額は、保険間の異動により発生する還付金が不足するためこのたび増額したものでございます。

戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税1節医療給付費分現年課税分20万円の増額は、一般被保険者国民健康保険税の現年分の収入を見込んだものでございます。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金279万5,000円の増額は、歳出分について一般会計の繰入金で調整するものでございます。

以上、議案75号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 6ページの総務費の町税費中の19節負担金補助金の関係ですが、滞納整理機構に、聞き漏らしていますが4名分、66件と聞こえたのですが、件数、ちょっとわからなかったのですが、4名分と聞こえました。ちょっと数字が違ったら訂正しながら答弁いただきたいのですが、基本的に滞納整理機構に回すということは、支払能力があるのに、なかなか払ってもらえないということだというふうに理解をしておりますので、本町においては、十勝的にも納税相談を頑張っているということで評価されている町だと、私は勝手に思っているのですが、そういうふうに思っていますので、プライバシーの関係等あるので、その辺をちょっと配慮していただきながら伺いたいのは、どういう対応をされてきたかということを一一般論的で結構なので、伺いたいということと、それから、前提としては、支払い能力あると思われるのに払ってもらえないということですから、生活保護の関係とか、そういう相談というのはないというふうには思われるのですが、一応そこも含めて確認をしたいというふうに思います。

議長(方川一郎君) 答弁、千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) お答えいたします。

人数につきましては、4名分、66件というのは1期、2期、3期とか、それを計数で言っているのですが66件分、256万1,790円でございます。

この滞納整理機構にお願いしておりますのは、町のほうで税務サイドで電話督促とか納税相談とか、こちらからお願いしてもなかなか向こうは知らん顔しているとか、そういうような方たちで、能力がない、ということについては、全額なかなか納めてもらうのは大変だけでも、一部分ずつでも納めていただくということで、なんとか滞納整理機構のほうにお願いしているものです。よろしいでしょうか。

議長(方川一郎君) 阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) さっき、まとめて聞けばよかったのですが、分納対応している部分については、基本的には整理機構に回さないのではないかと私は思っています。だから、先ほど冒頭申し上げたとおり、納税相談行って訪問して、会っている相談しながら今、課長おっしゃったように少しずつでも納めてもらうという方については、整理機構に回さないというふうに私は理解していたのですが、また、そういう対応していただきたいし、今のお話の中で、生活保護の対象になりそうな雰囲気でもないということなので、要するに相手をよく、お互いに知った上での対応の中で、やむなくここに行ったというふうに私は理解しているのだけでも、ちょっとその辺、再度

伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） お答えいたします。

ただいま阿保議員がおっしゃいましたように、なかなか誠意が見られない方についてお願いしているわけでありまして、分納しているとか、そういう相談にも応じないような方が主な方で、そういう方をお願いしております。

議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長。

副町長（砂原 勝君） 整理機構のほうの本別からの通知につきましては、議会でもお答をさせていただいております。阿保議員御質問のとおりですね、これは国保だけではなくて市町村民税等も含めてございますけども、やはり誠意をもって納税相談に応じさせていただいて分納等をしていただいている方については、基本的には通知はしてございません。そういうことで、こちらからいろいろな働きかけをして協力をしていただけない方を中心にしながら通知をさせていただいていると、こういう状況でございます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 6ページの7節賃金は、今のお話しですと産休に入った方がおられて保健師をパートで募集をしたけど応募がなかったということですが、結果として応募がなかったということになりますと、その分をどのように対応していく考えなのかお伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをします。

残っているというか、産休で休んでいる方以外の現在いる職員の中で手分けをして、その部分取り組んでおりますので、若干、その部分は、負担がかかっているのかというふうに考えておりますけども、応募して結果的にいらっしゃらなかったのも、今、職員手分けをしながら対応しているところであります。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） そういうことで、それぞれ職場の中で対応していると思うのですが、ただ懸念されますのは、そういうことになると、産休を取る人が取りづらくなるのではないかという懸念があるわけですが、きちんと産休の場合には、やはり代替がいてというほうが産休を取る人も安心して産休を取れるということになると思うのですが、その点について、どういうふうに考えておられるかお伺いします。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをします。

産休で休んでいただくということもわかっておりましたので、春から予算措置をしながらPRはさせていただいたのですが、結果的にはいなかったということで、今回減額するわけでありまして、職場の中では決して休みづらいとか、そういう雰囲気はつくらないようにみんなで対応しているところであります。以上です。

議長（方川一郎君） 戸田徹君。

3番（戸田 徹君） 6ページの負担金の福祉協会費2,000円、小さい数字ですけど、これは決算委員会でも老人ホーム関係で施設関係で話を聞いたのですけども、あちこちから出ていますけども、もうちょっと詳しく、福祉協会の、老人ホームの場合は人件費ということで非常勤とあわせてということでしたけども、これはどういうことなのか、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 福祉協会の負担金の部分については、全会計に係るものですから、私のほうから御説明をしたいと思います。

これは、福祉協会のほうに給料にあわせて負担金として納めていますが、その内容といたしましては、入院、通院した場合のときの助成制度、それから冠婚葬祭のときの助成制度等というふうにならなっております。今回の2,000円については、人事異動によります影響額というふうにならなっております。そのような形で全職員が福祉協会に率に応じて負担をして、それを皆で持ち寄った部分を福祉協会のほうから、そういうふうな福祉の部分というか、先ほどいった事業のほうに使わせていただいていると、そういうふうな形でございます。以上です。

議長（方川一郎君） 戸田徹君。

3番（戸田 徹君） 一歩進んでですね、その福祉協会というのは、どういうものなのか、もうちょっと説明をお願いしたいと思います。福祉協会自体。

議長（方川一郎君） 暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前10時48分）

再開宣告（午前10時49分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君）

福祉協会について御説明をさせていただきます。

これは職員の福利厚生事業として実施しておりまして、職員と町のほうで半分ずつ負担をして事業は成り立っております。負担金事業といたしましては、保健体育奨励助成、総合健診事後指導支援助成、退職セミナー、健康づくり共済セミナー助成、講座・研修会等費用助成、衛生管理者受講助成、脳ドック検診助成、福利厚生関係図書配布等が負担の主な事業の内容となっております。それにかかわりまして、掛け金といたしまして入院一時金、出産祝金、弔慰金、介護見舞金、自己啓発支援事業、ボランティア活動支援助成、結婚祝優待事業、それと、共同事業としまして共済会員の優待ということで、個人的にポールスターへ家族で泊まった場合についても助成が受けられるという部分、それから退職者優待、共済組合宿泊施設利用助成、共済組合宿泊施設利用借上げ助成等、そのような形で職員の福利厚生として使わせていただいております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第75号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第76号

議長（方川一郎君） 日程第4 議案第76号平成25年度本別町介護保険事業特別
会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 議案第76号平成25年度本別町介護保険事業特別会
計補正予算（第4回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、介護サービス給付費の見込みと事業執行見込みによる調整
であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,711万円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,024万3,000円とするものであります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

7ページ、8ページをお開きください。

2款保険給付費1項介護サービス諸費1目介護サービス給付費5,675万8,000
円は、介護サービス給付費の見込みがふえるためで、主な要因は、介護サービスの利用
増による影響であります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費3節職員手当等29万7,000円は、職

員の居住地の移動による住宅手当等の開始によるもの。

4節共済費2,000円及び、その下2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費2万円の増額は、共済組合等負担金掛金率の改定によるものであります。

なお、9ページ以降の給与費明細書の説明につきましては、省略をさせていただきます。

ページを戻りまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費国庫負担金974万2,000円の増額、及びその下、2項国庫補助金1目調整交付金466万6,000円の増額、及びその下、4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1,645万8,000円の増額、及びその下、5款道支出金1項道負担金1目介護給付費道負担金870万2,000円の増額は、介護サービス給付費の見込みがふえることによるものであります。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金743万2,000円は、介護サービス給付費見込みの増、及び地域支援事業費の執行見込みによる調整。

2項基金繰入金1目介護保険基金繰入金1,009万9,000円は、介護サービス給付費の増額等に伴う保険料不足分として、基金から繰り入れるものであります。基金繰入により、現在残高は、約500万円程度になる見込みであります。

以上、平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 8ページの介護サービス給付費の関係で、居宅介護と施設介護で同じくらいの金額、施設のほうがちょっと多いのですが、説明では利用増によるということで、それは十分理解できるのですが、当初予定した、人数で予定するのか事業量で予定するのかちょっとわかりませんが、ここにある数字で見ると全体の8パーセントくらいふえた格好になると思うのです。だから、それは当初の予定の人数とか、その状態とかでも変わってくると思うので一概には言えないと思うのですが、この増の原因というのは、どういうふうに捉えているかを伺いたいと思います。

議長(方川一郎君) 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長(吉井勝彦君) お答えをします。

介護給付費の実績から判断すると、この要因につきましては、利用者の平均介護度のアップ、あるいは利用回数の増などによって給付費がふえているということで、また、これは居宅介護のほうですが、施設介護のほうも入所者数でいけば、当初の予定よりは、計画よりは13人ほどふえているということで給付費が伸びております。以上です。

議長(方川一郎君) 阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 了解したのですけれども、だんだん年齢がどんどん上がって
いくから状態も、何と云うのでしょうか、そういうサービスも必要になってくるという
のはわかります。

それで、認定の調査等で年何回かされていると思うのですけれども、そういう都度で、
そのサービス料とかそういうものが、サービスが必要になってくるというようなことが、
ふえてくるということが、どういうタイミングでわかってくるのか。今、この時期に利
用増、サービス増で補正を組むというのはわかるのですけれども、認定審査等が年何回
が行われたり、その都度だったと私は理解しているのですけども、そういうのが一定ふ
えてきているというのがわかると来年度以降に関していえば当初から結構、大体、今回
で金額的には8パーセントですし、人数が先ほど居宅では13人とおっしゃっていたの
ですけども、そういう伸びみみたいなものを今後、当初から考えていくような、という
情勢になってきているのかどうか、その辺、どういうふうに判断しているかを伺いたい
と思います。

議長(方川一郎君) 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長(吉井勝彦君) お答えをします。

介護保険事業計画というのは3年ごとに、毎年見直しをしながら向こう3年間の高齢
者の人口、あるいはサービス料の給付費等を推計しながら実施計画をつくり、介護保険
料を算定しております。

この計画、介護保険料は、3年間ごとですから途中の3年間というのは変更をしませ
ん。その計画に基づいて毎年、当初計画に予算に計上しておりますので、基本的にはこ
の計画に基づいてやっております。途中で、毎月認定審査会は実施してはいますけども、
その給付、実績に基づいて補正をさせていただくのは、これはやむを得ないというふう
に考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

議長(方川一郎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第76号平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)
についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前11時 1分）

再開宣告（午前11時15分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第77号

議長（方川一郎君） 日程第5 議案第77号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井上松子君） 議案第77号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整、修繕料の増額と執行残の係数整理が主な内容であります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ411万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,807万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により補正の主なものについて説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳出ですが1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2節給料180万円の減額、3節職員手当等181万8,000円の減額は、人事異動等によるもので、4節共済費100万7,000円の減額と2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費4節共済費1万6,000円の増額は、人事異動等及び負担金率改定により調整するものです。

9ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

7節賃金11万2,000円の増額は、人事異動と執行見込みにより調整するものです。

11節需用費46万7,000円の増額は、非常用照明修繕21万2,000円と施設等修繕のため増額するものであります。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

2項居宅介護サービス事業費2目介護予防支援事業費13節委託料3万3,000円の増額は、業務委託料の執行見込みによるものでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

歳入ですが4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金444万8,000円の減額は、事業執行見込みにより調整するものでございます。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金36万円の増額は、平成24年度決算の確定によるものです。

以上、平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第77号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号

議長(方川一郎君) 日程第6 議案第78号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

横田建設水道課長。

建設水道課長(横田仁志君) 議案第78号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,264万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,082万9,000円とするものであります。

事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

1 款 1 項簡易水道費 1 目一般管理費の 2 節給料 3 節職員手当等 4 節共済費の減額補正は人事異動によるものです。1 1 節需用費 5 5 万円の増額補正は電気料の値上げによるものです。

2 目維持修繕費 1 1 節需用費 3 5 万円の増額補正は、水道機器の故障等で修繕費がかさみ、今後の修繕に対応するためのものであります。

その他の減額補正は、執行予定及び事業費確定による調整であります。

次に、4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳入ですが、中段の 5 款 1 項繰越金 1 目前年度繰越金は前年度からの繰越額が確定したことから 3 9 万 9, 0 0 0 円の増額補正をするものであります。

ほかの減額補正は執行予定及び事業費確定によるものです。

次に、3 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正。

1、変更。起債の目的、簡易水道事業の限度額 7, 2 6 0 万円を 6, 7 4 0 万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成 2 5 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出及び地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 7 8 号平成 2 5 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 7 8 号平成 2 5 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 回）に

については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第79号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第79号平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 議案第79号平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ106万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,918万1,000円とするものであります。

事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

中段の1款総務費2項施設管理費1目管渠管理費2目処理場管理費3目個別排水処理施設管理費の1.1節需用費の増額補正は、施設の老朽化により修繕費がかさみ、今後の修繕に対応するためのものであります。

その他の減額補正は、執行予定、事業費確定による調整であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入ですが、4款1項繰入金1目一般会計繰入金418万3,000円の減額補正は収支の調整。

5款1項1目繰越金524万5,000円の増額補正は、前年度からの繰越額が確定した事によるものであります。

以上、平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第79号平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第80号

議長(方川一郎君) 日程第8 議案第80号平成25年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

横田建設水道課長。

建設水道課長(横田仁志君) 議案第80号平成25年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、平成25年度本別町水道事業会計予算(以下予算という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の1款水道事業収益1項営業収益を4万3,000円増額補正、2項営業外収益を192万1,000円減額補正し、収入の総額を1億4,448万1,000円とするものであります。

支出の1款水道事業費1項営業費用は189万8,000円の減額、3項特別損失は2万円増額補正し、支出の総額を1億4,448万1,000円とするものであります。

主な内容については、5ページ、6ページをお願いいたします。

収入ですが、1款水道事業収益1項営業収益4目その他営業収益4万3,000円の増額は、新築増築にかかわる量水器の売却数量増によるもの、2項営業外収益2目他会計補助金192万1,000円の減額補正は収支の調整であります。

支出であります、1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費2目配水及び給水費の動力費の増は電気料金の値上げによるものです。4目総係費217万3,000円の減額は、人事異動による人件費の減額が主な要因です。

1ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中4,134万5,000円を4,126万6,000円

に、3,906万6,000円を3,909万8,000円に、227万9,000円を216万8,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の1款資本的収入では、事業費確定により1項企業債で220万円、2項工事負担金で6万円減額補正し、収入の総額を3,624万円とするものであります。

支出の1款資本的支出1項建設改良費では、事業費確定により233万9,000円減額補正し、支出の総額を7,750万6,000円とするものであります。

第4条、企業債であります。事業費が確定したことにより、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的。

原水及び浄水施設整備事業の限度額3,200万円を3,030万円に。

2ページをお願いいたします。

配水施設整備改良事業の限度額570万円を520万円にそれぞれ改めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第10条に定めた職員給与費を214万5,000円減額補正し、3,912万2,000円に改めるものであります。

第6条、他会計からの補助金ですが、予算第11条に定めた補助金の金額、高料金対策を192万1,000円減額補正し、911万8,000円に改めるものであります。

第7条、たな卸資産購入限度額では、量水器の購入費増により、予算第13条中530万2,000円を534万5,000円に改めるものであります。

以上、平成25年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出等一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第80号平成25年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号平成25年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第81号

議長(方川一郎君) 日程第9 議案第81号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利病院事務長。

国保病院事務長(毛利俊夫君) 議案第81号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益収支では、上期実績に基づく入院及び外来収益の決算見込み、人事異動等に伴う人件費の調整及び経費増の調整が主な内容となっております。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益第1項医業収益を3,221万8,000円減額し、収益の合計を12億3,116万円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用第1項医業費用を2,953万7,000円減額し、費用の合計を13億4,800万4,000円とするものであります。

今回の補正によって、収益から費用を差し引いた純損失は1億1,684万4,000円となりますが、現金を伴わない減価償却費等が1億1,712万8,000円ありますので、単年度不良債務は発生しない見込みであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を3,165万9,000円減額し、7億6,794万5,000円とするものであります。

予算書の3ページ、4ページをお願いいたします。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益4,195万4,000円の減額、及び2目外来収益4,885万8,000円の減額につきましては、行政報告でも申し上げましたが、上期の実績を勘案し補正するもので、当初予算と比較いたしますと、入院は、1日平均患者数で約3人減の51.3人、外来の1日平均患者数は約20人減の230.3人と予算見込みを下回る状況から、今回減額補正するものであります。

今回の補正後の数値を、前年度決算と比較いたしますと、入院では254万2,000円の減、外来では7,544万7,000円の減で、入院と外来収益を合わせた減収見込み額は7,798万9,000円となり、入院、外来収益の決算見込み総額は8億5,039万8,000円となる見込みでございます。

これらの要因といたしましては、入院では、ペースメーカー手術件数の減などによる収益の減、外来患者数の減は、医師退職による内科患者数の減少や、近隣町における透析治療の開始に伴う透析患者数の減少が影響しているものと考えているところでございます。

3目その他医業収益3節一般会計負担金6,000万円の増額は、入院、外来収益の決算見込みの状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき繰り入れを行うものであります。今回の補正により実質繰入額は3億700万円となり、前年度と比較いたしますと4,700万円、18.1パーセント増の繰入額となったところでございます。

その下、4節委託料140万6,000円の減額は、子宮頸がんワクチン等の予防接種者数の減が主なものでございます。

次に、収益的支出。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費3,165万9,000円の減額ですが、1節給料から5節法定福利費までにつきましては、5ページから6ページに給与費明細書を添付しておりますが、人事異動などに伴う調整で、増減等の説明は省略させていただきます。

3目経費7節光熱水費126万6,000円の増額は、電気料の単価改正によるもの。11節修繕費85万6,000円の増額は、内視鏡修理、温泉加圧ポンプ修理及び電話交換機非常用バッテリーの交換で、いずれも経年劣化等により使用に耐えられないため予算計上するものでございます。

以上、平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出等一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第81号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第82号

議長(方川一郎君) 日程第10 議案第82号本別町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第82号本別町税条例の一部改正について御説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部改正を受けて行うもので、内容といたしましては一つ目には公的年金所得者が町外に転出した場合に係る個人町民税の特別徴収に係る改正、二点目は年金所得の特別徴収制度に係る改正、そして大方の部分は、個人投資家の市場参加を促すため、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する必要性に鑑み、上場株式等の譲渡所得の課税の特例に関する改正等となっております。

それでは、主な改正内容につきまして条項ごとに先に御説明させていただきます。

一点目の公的年金所得者が町外に転出した場合における特別徴収に係る改正でございますけれども、改正文の1行目から3行目になります。

この部分は、公的年金等の所得に係る個人の町民税の特別徴収について、納税義務者が町外の区域に転出した場合も特別徴収を継続することとする法令の改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等を行ったものです。つまり、改正前は公的年金等に係る個人町民税を特別徴収されていた方が町外に転出されますと、普通徴収に切りかわっておりましたけれども、改正後は継続して特別徴収できることとなります。

続きまして、年金所得の特別徴収税額に係る改正でございますけれども、4行目から11行目になります。

年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しについて記載しております。

年金の特別徴収は、個人町民税が課税されるまでの期間の仮徴収と課税された後の本徴収がありまして、これまでの制度では前年と比較して年税額が変わった場合、それ以降の年で課税額にばらつきが出て、後々まで平準化しないという弊害があったため、税額の平準化を図るための所要の見直しを行ったものです。

以降につきましては、上場株式等の譲渡所得の課税の特例に関する改正等についての改正文となります。

改正文の中ほどの12行目、13行目は、あとから出てまいります。附則第19条の2に、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例が新設されたことによる引用条項でございます。

14行目から次ページの7行目までの部分ですけれども、この部分は、上場株式等に係る配当所得の分離課税について、特定公社債の利子が対象として追加されたことに伴う所要の規定の整備となっております。

8行目から16行目までは、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改めましたことに伴う所要の規定の整備でございます。

17行目から下から2行目の部分ですけれども、これは先ほども申し上げましたが法規定の新設に合わせて新設した条項で、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を新設したものです。

なお、この条項の新設に伴いまして旧条例の附則第19条の2及び19条の3の規定は削除されております。

一番下の行は旧条例附則第19条の4から第20条までを削除するものです。

次ページの1行目、2行目は、ただいま条項を削除したことに伴い、それぞれ条項を繰り上げるものです。

3行目は、旧条例の附則第20条の3先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の部分を削除するものでございます。

4行目から12行目までにつきましては、租税条約等実施特例法に基づく条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことによる所要の規定の整備となっております。

改正文の最後の行ですけれども、これは保険料に係る個人の町民税の課税の特例について条項を削除するものです。

なお、施行期日は平成28年1月1日ですが、第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は平成28年10月1日、附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定は平成29年1月1日からの施行となります。

それでは、改正条文の朗読をさせていただきます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) ただいま、黒山久男君から説明省略との動議がありました。

この動議は、賛成がありますので成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり説明省略することで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号本別町税条例の一部改正について説明を省略することの動議は可決されました。

これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 8 2 号本別町税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号本別町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 8 3 号

議長(方川一郎君) 日程第 1 1 議案第 8 3 号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第 8 3 号本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の改正は、ただいま税条例でもありましたけども個人投資家の市場参加を促すため、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する必要性に鑑み、地方税法が改正されたことにより行うものでございます。

それでは、改正条文を読み上げながら御説明させていただきます。

本別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例(昭和 3 4 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額または法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額または法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に改める。

この部分につきましては、上場株式等に係る配当所得の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行ったものでございます。

続きまして、附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が、法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得の金額」とする」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改める。

この部分につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備をしたものでございます。

続きまして、附則第7項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7、世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

この部分につきましては、上場株式等に係る譲渡所得金額等の分離課税を新設したことに伴い規定を新設したものであります。

附則中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を削り、第12項を第9項とし、第13項を第10項とし、附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第11項とし、第15項を削る。

この部分につきましては、法改正により不要となった項を削除し、そのあとの項を繰り上げるなど整備をしたものでございます。

附則。

施行期日、第1条、この条例は、平成29年1月1日から施行する。

適用区分。

第2条、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第83号本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての御説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第83号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前11時56分）

再開宣告（午後1時30分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第84号

議長（方川一郎君） 日程第12 議案第84号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第84号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案内容の御説明をさせていただきます。

なお、概要を説明させていただいて、案文の朗読は省略させていただきます。

今回の改正は、地方税法が改正されたことに伴い延滞金の割合の特例について改正したものです。

延滞金は、期限内納付者との負担の公平、期限内納付の促進の意義のもと定められております。延滞金の割合は、条例本文第6条で納期限の翌日から3月を経過する日までの期間は年7.3パーセント、3月を経過した場合は14.6パーセントに相当する延滞金額を加算して納付することと定められております。

しかしながら、この割合は昭和37年の国税通則法制定以来、変わっておらず、平成11年には低金利を勘案し、その負担軽減を図るための特例が定められ、平成25年においては7.3パーセントの部分は4.3パーセントとなっております。

今回の改正は、平成11年以降のさらなる金利の低下により、特に14.6パーセントの部分は、現在の低金利の状況を踏まえれば高すぎるという指摘のもと14.6パーセント、7.3パーセントの部分についてさらに利率を引き下げる特例を設けるための改正となっております。特例基準割合の利率の通知がまだ連絡が来ておりませんので、率につきましては把握はできておりませんが、現行よりも下がる利率となります。

施行期日ですが、附則のほうに書いてありますが、施行期日は平成26年1月1日から施行。経過措置として、改正後の本別町後期高齢者医療に関する条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適応し、同日前の2の期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例によることとされております。

以上、議案第84号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第84号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 8 5 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 3 議案第 8 5 号本別町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 議案第 8 5 号本別町介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、ただいま議決いただきました本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正と全く同じ内容ですが、平成 2 5 年度税制改正に伴い、国税において市中金利を踏まえた延滞税の割合の特例が見直されました。

地方税法につきましても同様の見直しが行われ、地方税法の一部を改正する法律、平成 2 5 年法律第 3 号が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布され、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行されることになりました。

本条例における延滞金の率の取り扱いにつきましては、地方税法を準用していることから、条例の一部改正が必要となりましたので提案するものであります。

なお、改正条文につきましては、省略をさせていただきます。

以上で、議案第 8 5 号本別町介護保険条例の一部改正につきましての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 8 5 号本別町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 5 号本別町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 8 6 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 4 議案第 8 6 号本別町立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹田教育次長。

教育次長（竹田 稔君） 議案第 8 6 号本別町立学校設置条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、仙美里中学校が平成 2 6 年 4 月 1 日から本別中学校に統合されることになりましたので提案するものです。

それでは、改正条文の朗読は省略させていただきまして、改正する条文の説明をさせていただきます。

本別町立学校設置条例の一部を改正する条例。

本別町立学校設置条例(昭和 4 3 年条例第 4 号)の一部を次のように改正するもので、別表第 2 中一番下段にあります仙美里中学校本別町仙美里元町 1 5 1 番地 1 を削るものであります。

附則。

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、議案第 8 6 号本別町立学校設置条例の一部改正につきましての説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 8 6 号本別町立学校設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 6 号本別町立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 8 7 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 5 議案第 8 7 号本別町使用料条例の一部改正につい

てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第 87 号本別町使用料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど議決いただきました本別町立学校設置条例の一部改正により、本別町立仙美里中学校が平成 26 年 4 月 1 日に本別中学校に統合することに伴い、学校開放を行っておりました仙美里中学校体育館を閉鎖することに伴い、使用料条例から仙美里中学校体育館の使用料を削除するため、条例を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

それでは、改正する条文の説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町使用料条例の一部を改正する条例。

本別町使用料条例（平成 17 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 中、一番下段にあります仙美里中学校体育館 600、300、150 を削るものであります。

附則。

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

以上、議案第 87 号本別町使用料条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 87 号本別町使用料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号本別町使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 88 号

議長（方川一郎君） 日程第 16 議案第 88 号本別町敬老祝金条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 議案第 88 号本別町敬老祝金条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、近年の平均寿命の長寿化など社会情勢が大きく変化する中で、第 5 期銀河福祉タウン計画に基づき、敬老祝金の贈呈対象者及び贈呈年齢について一部見直しを行うもので、条例改正が必要となりましたので提案するものであります。

改正の内容ですが、本町の現在の敬老祝金の制度は昭和 44 年に始まり、これまで贈呈対象者や祝金の見直しを行いながら、平成 23 年度からは、地域振興の必要性から、現金と商品券を交えることとし、9 月 15 日現在におきまして、本町に 1 年以上居住されている方で、基準日までに 77 歳の喜寿の方には 5,000 円の現金と 5,000 円分の商品券を、88 歳の方は 2 万円の現金と 1 万円分の商品券を、満 100 歳を迎えた方には 7 万円の現金と 3 万円分の商品券とを合わせて、それぞれ贈呈を行っております。

しかし、第 5 期銀河福祉タウン計画策定の際に、本別町健康長寿のまちづくり会議において、現在の平均寿命が伸びている中で 77 歳については、長寿を祝う年齢ではないのではないか、ほかのサービスを充実すべきとの意見が出され、77 歳については廃止すべきとの答申を受けたことから、今後の超高齢社会を見据える中で、関係団体の皆様に御意見を伺うなど、見直しに向けて検討を重ねてまいりましたが、生活環境の改善や医療等の高度化、保険等の充実により、現在の平均寿命が 77 歳をはるかに超えていることから、77 歳に対する敬老祝金は廃止をすることといたします。

また、現在 88 歳に贈呈している年齢につきましては、本町の銀河福祉タウン計画において活動的な 85 歳づくりの推進を基本目標として施策を推進していることから、85 歳を人生の大きな節目として、88 歳に贈呈している敬老祝金を、85 歳に変更するもので、平成 26 年 1 月 1 日から実施してまいります。

それでは、改正条文の朗読により提案理由の説明にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町敬老祝金条例の一部を改正する条例。

本別町敬老祝金条例（平成 16 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「77 歳（以下「喜寿の者」という。）、88 歳（以下「米寿の者」という。）」を「85 歳」に改める。

第 3 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「米寿」を「85 歳」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を同条第 2 号とする。

第4条中「喜寿の者及び米寿」を「85歳」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、平成26年1月1日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例による改正後の本別町敬老祝金条例の規定にかかわらず、平成25年9月16日から同年12月31日までの間に77歳の年齢に達した者及び平成25年9月16日から平成26年9月15日までの間に88歳の年齢に達する者については、なお従前の例により敬老祝金を贈呈する。

第3項、平成26年9月15日において86歳以上88歳未満である者は、平成25年9月16日から平成26年9月15日までの間に88歳の年齢に達する者とみなして、前項の規定を適用する。

この経過措置は、今回の見直しに伴う特例措置として、現在、満77歳、満88歳の基準日が9月15日となっているため、満77歳については、廃止とする年の基準日に満77歳になられている方と合せて、その年の12月31日までに満77歳を迎える方にも祝金を贈呈するもの。

また、85歳への引き下げを実施するに当たりましては、その年の基準日に85歳になる方と、86歳の方、87歳の方及び88歳の方で、前年度に祝金を受けていない方にも敬老祝金を贈呈することとします。

以上で、議案第88号本別町敬老祝金条例の一部改正につきましての説明とさせていただきます。よろしく御審議の程お願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第88号本別町敬老祝金条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号本別町敬老祝金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 17 意見書案第 13 号

議長（方川一郎君） 日程第 17 意見書案第 13 号道州制導入に反対する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9 番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第 13 号道州制導入に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明は、案文の朗読によってかえさせていただきます。

道州制導入に反対する意見書案。

私達町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年 4 月 15 日には、全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾であるとする緊急声明を行いました。さらに 7 月 18 日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し、要請してきたところです。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかです。

町村は、これまでの国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統、文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきました。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではありません。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信しています。

よって、政府においては、道州制の導入をただちに取り止めるよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、道州制担当大臣、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第13号道州制導入に反対する意見書についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号道州制導入に反対する意見書については原案のとおり可決されました。

日程第18 意見書案第14号

議長（方川一郎君） 日程第18 意見書案第14号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

4番（黒山久男君）〔登壇〕 意見書案第14号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書案。

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）を国会に提出した。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなど盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出をめざすとしている。

少子高齢化が進む中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっている。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう、以下の点について強く要望する。

記。

1、要支援者を新しい総合事業に移行することは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。

2、予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。

3、一定所得以上者の介護保険利用料2割負担は、引き上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的、継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。

4、特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。

5、介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成、確保への財政措置を含めた施策を講じること。

6、地域包括ケアシステムの推進にあたって、24時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定、改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第14号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第19 意見書案第15号

議長（方川一郎君） 日程第19 意見書案第15号2014年度地方財政の確立を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第15号2014年度地方財政の確立を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

2014年度地方財政の確立を求める意見書案。

政府は、8月8日に閣議了解された中期財政計画において、地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画と実質的に同水準を確保するとされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及しており、2014年度予算編成に向けて地方交付税総額が削減される懸念があります。さらに、地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入など、地方交付税法の本旨に反する財政的な制裁措置の導入についても検討が進められています。

地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧、復興や災害に強い地域づくり、子育て、医療、介護などの社会保障、限界集落・過疎化対策、環境対策、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けてきました。政府は、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、次の事項について強く要望します。

記。

1、社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保をはかること。

2、地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。あわせて、歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換をはかること。

3、2014年度の地方財政においても巨額の財源不足が見込まれることから、別枠

の加算について拡充するとともに、法定率の引上げなど抜本的な対策を行うこと。

4、合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握について必要な対策を講じること。また、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化をはかること。

5、2013年度地方財政計画において、地方公務員給与費が国の臨時特例措置に準ずるとして削減されたが、2014年度予算においては、減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

6、地方交付税の算定について「行革努力」、「地域経済活性化の成果」に応じた算定方式の導入や2013年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては、厳に慎むこと。

7、地方法人特別税、地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第15号2014年度地方財政の確立を求める意見書ついてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号2014年度地方財政の確立を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第 20 意見書案第 16 号

議長（方川一郎君） 日程第 20 意見書案第 16 号高規格幹線道路整備促進に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

山西二三夫君、御登壇ください。

2 番（山西二三夫君）〔登壇〕 意見書案第 16 号高規格幹線道路整備促進に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

案文を朗読して提案の説明とさせていただきます。

高規格幹線道路整備促進に関する意見書案。

高規格幹線道路は、地域の発展や活性化に資するとともに、災害時における緊急輸送や救急搬送など住民生活の安全・安心を支える上で、重要かつ根幹的な社会資本であり、早期完成が地域住民の願いである。

私たちが住むオホーツク、十勝地域は、日本の食料基地として農水産物を全国へ供給している。国民にとって今後も安定的に食料供給を行うことは大変重要であり、北海道横断自動車道は当地域と全国の食料消費地とを結ぶ必要不可欠な物流の骨格となる道である。

また、高規格幹線道路が整備されることにより、地域の交流人口の増加や観光行動圏の拡大など、産業、経済の活性化に大きく貢献することが期待されるほか、高次医療施設の少ない当地域において、高規格幹線道路はまさに命の道でもあり、移動時間短縮と災害時の代替道路として一日も早くネットワークされることが求められている。

よって、国及び政府においては、このような状況を踏まえ、高規格幹線道路の整備の早期着手を実現されるよう、下記の事項について強く要望する。

記。

1、北海道横断自動車道網走線新直轄方式による整備区間のうち、当面着工しないとしている下記区間について早期に整備着手すること。

足寄 陸別町小利別間、延長約 5.1 キロメートル。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第16号高規格幹線道路整備促進に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号高規格幹線道路整備促進に関する意見書については原案のとおり可決されました。

日程第21 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第21 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

また、議長名により、広報広聴常任委員会の所管事務のうち、お手元に配布した調査事項について、閉会中の継続調査を指定します。

お諮りします。

申し出、並びに指定した各調査事項のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生各常任委員長からの申し出、並びに議長より指定した所管事務について、閉会中の継続調査は、お手元に配布のとおり決定いたしました。

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会の議決

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

町長挨拶

議長(方川一郎君) 次に、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長、御登壇ください。

町長(高橋正夫君)(登壇) 第4回定例会の終わりに当たりまして1年間を振り返りながら、議員各位に、また町民の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

本町のまちづくり112年の歴史のスタートの年でありました。春先は、心配された天候で基幹産業のこの秋の実りがどうなるかと、そんな不安なスタートでもありましたけども、特に基幹産業始め、町民の皆さんの日々の暮らしの努力によって、農商工含め、そして、また医療、保健福祉、教育、全ての面に渡りまして、本当に順調に本別町は、この歴史の1ページをさらにまた重ねてこられたと、そういうこの時期を迎えたことに本当に改めて、このまちづくりの議案をしっかりと審議をいただきながら、町民の暮らしを起点にした、一つ一つ丁寧に審議をいただきながら、まちづくりに最大限の御支援、御指導をいただきました議員各位にも改めてこの場を借りて、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

職員と予算をつくりながら、本当にこの予算が締めくくりのときは、町民の皆さんが笑顔で、そして希望に溢れる、そんな予算であってほしいなと願いながら予算を作成させていただいたのが、つい最近のように思い浮かばれるわけですが、まさに今また、次の予算の時期になりました。第6次の総合計画を基軸にしたまちづくりはもちろんですが、ことしの8月24日、私も第5期目の町長として当選をさせていただくことに改めて議員各位、そして町民の皆さんに深く感謝申し上げながら、また、その責任の重大さをさらに肝に銘じながら、この新しいまちづくりのスタートをさせていただいた年でも

ありました。

いろいろな意味で、ことしは節目のまた新たなスタートの年となったわけではありますが、これを支えていただいたのもまさに議員各位の皆さん方の真摯な、やはりこのまちを思う、そして町民の皆さんの代表としてまさに両輪の役割をしっかりと果たしていただいた皆さん方の熱意に改めて感謝申し上げたいと思っています。

まだまだ国際的にも国内的にも町民の暮らしが本当に希望に満ち溢れて笑顔でという、その私たちの願いがなかなか実現するとうのもしばらく課題があることも事実であります。特に、この時代をさかのぼる特定秘密法案がそのような状況の中で成立をさすというような政治状況、また、そしてこれから行く末が本当に心配されるＴＰＰ問題などなど含めても多くの課題がありますし、生活直撃の消費税の導入などなどで、世の中はアベノミクスでかなり景気の回復などが望まれるところですが、私ども地方にとっては逆に負担、そしてまた、将来への不安が逆なアベノミクスとして私どもは実感をさせられているというような、そんな状況ではないかというふうに思っています。

どちらにいたしましても、そういうような状況の中でも、本当に、ことし１年しっかりと頑張ってきたことも、改めて職員も含めて皆さん方とともに頑張らせていただいたことに改めて感謝申し上げますながら、来る年もぜひまた、笑顔で元気よく町民の皆さんとともに輝かしい新年を迎えさせていただきながら、また本別の歴史に新しくまさに子どもたちの未来に夢が広がるまちづくりが、また皆さん方とともにスクラム組んでしっかりと大きな一歩を踏み出せることを願いながら、本当に多くの議案、そして私どもの願いも込めて多くの意見書も含めて可決いただきました。そしてしっかりと町民の暮らしに向き合ってまちづくりを支えていただいた議員各位にも改めて感謝とお礼を申し上げますながら、第４回定例会に当たりまして改めて感謝とお礼の挨拶を申し上げて私どもの思いの一端を申し上げますながら感謝の挨拶をさせていただきたいと思っております。大変、御協力いただきましたことに改めて感謝申し上げます心からの御礼とします。ありがとうございました。(拍手)

議長挨拶

議長（方川一郎君） 平成２５年第４回定例会閉会に当たりまして、私からも、皆様に御挨拶、並びに、お礼を申し上げます。

平成２５年は、定例会４回のほか、臨時会３回を開催し、この間、高橋町長を始め、担当部局長、課長、職員の皆さんの御出席をいただきながら、また、町民の多くの皆さんの傍聴をいただく中、１２２件の議案や意見書を慎重に審議をさせていただきました。

３月には予算審議、１０月には決算審査と、いずれも滞りなく終わらせていただきましたことは、これもひとえに、御出席いただきました職員の皆様方、議員の皆様方のたゆまぬ努力のたまものと、思うところであります。

ここで、円滑に議事運営をさせていただきました皆様、改めて、心から厚くお礼と

感謝を申し上げるところでございます。

本町の基幹産業である農業につきましては、農業にたずさわる皆さんのたゆまぬ努力の甲斐もあって 昨年に引き続き、本来の収穫を得ることができたと考えているところでもあります。

しかし、ＴＰＰへの参加交渉問題など、本町のとりわけ農業、そして商工業など、全ての産業にとっても重大な局面を迎えているところでもあります。

本町を取り巻く経済状況は、新たな企業進出もされまして、長く企業誘致を進めてきた効果が出てきたものと考えておりますが、主要大都市を除いては景況感の改善がみられないことから、厳しい状況が続いていると考えております。

町民の皆さんの付託をいただきました私たちは、自らの使命と役割を認識し、身の引き締まる思いをしているところであります。

私自身も、皆様方の御協力により、何とか議長の使命を果たさせていただいております。これも一重に皆様方のお陰と重ねてお礼を申し上げます。

今、地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、議員全員がさらなる研鑽を積み、議会の活性化を推し進め、町民の皆さんの中へ入り、町民の皆さんとの対話を大切にし、町民の皆さんの付託に応えるべく、一層御精進くださいますようお願いを申し上げます。

寒さ厳しき折でありますので、健康には十分留意をされ、御家族ともども、すばらしい平成２６年の新春を迎えられますよう心から御祈念を申し上げ、感謝とお礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

閉会宣告

議長（方川一郎君） これで会議を閉じます。

平成２５年第４回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 ２時２２分）

地方自治法第125条第2項の規定により署名する。

平成25年12月11日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 山 田 鶴 雄

署名議員 小笠原 良 美